介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保

するための基本的な指針の改正 (案) について

本資料は関係者の準備に資するため現時点での案をお示しするものであり、

今後、変更があり得るものである。

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百十四号)【新旧対照条文】 (傍線の部分は改正部分、二重線の部分は総合確保方針等に基づく修正部分)

域包括ケアシステムの構築した地域でその有する能力に はの実情に応じて構築した日常生活の支援が包括 で総合的な確保を開度の見度 に、明知二十三号。 以下 が一質の高い医療提が包括 で総合的な確保を推進する に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
るは成び、に護たをび分しみ効り二介平はのめ各自なて慣率、十護成、創、地立介いれ
は成び(に護たをび分しみり二介平はのめ各自なて慣、十護成、創、地立介いれ
成び、に護たをび分しみ二介平はのめ各自なて慣十護成、創、地立介いれ
び、に護たをび分しみ介ではのめ各自なて慣
(に護たをび分しみ) はのめ各自なて慣 が 創、地立介いれ
看の一及十と任 に護たをび分しみ はのめ各自なて慣 、地立介いれ
看の一を行としている。これである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
の一をび分ない。
一を子として として りなかなかい としていれ
及び自立としている。
十分な介としてい
としてい
任み慣れ
こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持
者が増加することも見込まれる。
7
を突破することが見
に、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる
十五歳以上高齢者(後期高齢者
介護保険制度が施行された二千年(平成十)
保険制度が創設された。
連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組
二十一世紀の超高齢社会における介護問題の
改正案
(社会における介護問題を)。 一された二千年(平成十二された二千年(平成十二代が後期高齢者)は、現在11代が後期高齢者となる12とが見込まれておりもに、単身又は夫婦の12とが見込まれる。

ある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われ

新規入所者を原則要介護三以上の高齢者に限定すること及び所得・資産の

うち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、

特別養護老人ホームへ

また、二千十一年型医療施設について

年

(平成二十三年)

には、

高齢者が可能な限り住み慣れた

平成二十三年度末をもって廃止することとされた。

地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう。

に図られるようにすることを目的とするものである。

給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護二十九年度まで)の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援三十七年度)における目標を示した上で、第六期(平成二十七年度から平成三十七年度)における目標を示した上で、第六期(平成二十七年度から平成三十七年度)における目標を示した上で、第六期(平成二十七年度)で成

いくことが重要である。せる地域社会」に資するような仕組み(地域包括ケアシステム)を目指してする地域社会」に資するような仕組み(地域包括ケアシステム)を目指して方を考えるに当たっても、自助を支える「共助」を軸とした「安心して暮らの絆やつながりの重要性を再確認したところであり、今後の介護保険の在りの絆やつながりの重要性を再確認したところであり、今後の介護保険の在りなお、東日本大震災によって、家庭や地域等のコミュニティにおける人々

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

及び地域支援事業の実施を図ることが必要であり、 る介護給付等対象サービスをいう。 及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体 た日常生活を営むことができるよう、 高齢者が、 ·成九年法律第百二十三号。 地域包括ケアシステムの基本的理念 市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県は、介護保険法 次に掲げる点に配慮して、 の構築に努めること。 可能な限り 住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立 以下「法」という。)の基本的理念を踏ま 介護給付等対象サービス(介護給付に係 以下同じ。)を提供する体制の確保 医療、 介護、 地域の実情に応じて 制 介護予防、 (地域包括ケア 住まい

他必要な各般の措置を講ずるものとする。 医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策そのなお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健

等の措置を講じる制度全般の見直しが行われた。施、指定介護療養型医療施設について平成二十九年度末まで廃止を猶予する抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰吸引等の実随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料等の増加のれ目無く提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、定期巡回・齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切

支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域度まで)の介護保険事業計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、度」における目標を示した上で、第五期(平成二十四年度から平成二十六年度)における目標を示した上で、第五期(平成二十四年度から平成二十六年度)の最終年事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。)の最終年事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。以下同じ。)の最終年末、中国年度から平成二十六年度(第五期(平成二十四年度から平成二十六年度(第五期(平成二十四年度から平成二十六年度(第五期(平成二十四年度から下級の制度改革を踏まえ、平成二十六年度(第五期(平成二十四年度)

である。
である。
に資するような仕組み(地域包括ケアシステム)を目指していくことが重要方を考えるにあっても、「共助」を軸にした「安心して暮らせる地域社会」の絆やつながりの重要性を再確認したところであり、今後の介護保険の在りの絆やつなが、東日本大震災によって、家庭や地域等のコミュニティにおける人々

施に関する基本的事項 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実

基本的理念

第

を図りつつ包括的に推進するよう努めること。 「大いでであっための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携で、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制で、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制で、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制を図りつつ包括的に推進するよう努めることが必要であり、介護サービスの確保及び地域支援事業の実施を図ることが必要であり、介護サービスの確保及び地域支援事業の実施を図りつつ包括的に推進するよう努めること。

他必要な各般の措置を講ずるものとする。 医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その本お、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健

1 介護給付等対象サービスの充実・強化

。)となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とす。)となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とす。 高齢者が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という

ど、地域における継続的な支援体制の整備を図ること。指定地域密着型サービスなどのサービスの提供や在宅と施設の連携な、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよういことに留意し、これらの者が要介護状態等となっても、可能な限りそのために、認知症である者や高齢者が環境変化の影響を受けやす

に留意すること。
一に留意すること。
一に留意すること。
一である者の増加等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔である者の増加等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔をの際、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症

在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重すること。さらに、施設に入所する場合も、施設での生活を居宅での生活に近

宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進すること。地域の医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在あることから、国又は都道府県の支援のもと、市町村が主体となってを医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要で地域包括ケアシステムの構築に必要となる在宅医療の提供体制は在

1

軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防を図る るようにすること。 及び介護予防事業を提供し、 齢者数が急激に増加してピークに達すると見込まれる二千十五年ま 付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。 化することが見込まれる高齢者の生活様式や価値観に配慮しながら での間に、 要介護状態等になる前の段階から要支援状態までの高齢者につ 要介護状態又は要支援状態(以下 統一的な体系の下で、 具体的には、 高齢者介護のあるべき姿を確立するとともに、 いわゆる団塊の世代が六十五歳以上となり 効果的な予防給付対象サービス(介護給 高齢者の生活機能の維持向上が図られ 「要介護状態等」という。 以下同じ。 一層多様

2

。 高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を

る継続的な支援体制の整備を図ること。サービスなどのサービスの提供や在宅と施設の連携など、地域におけ域において継続して日常生活を営むことができるよう指定地域密着型意し、高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地そのために、認知症高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留

いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重すること。 さらに、施設に入所する場合も、施設での生活を居宅での生活に近

を図ること。

・今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等
を図ること。

主体となって、 ンの提供に当たる理学療法士、 「ビリテーション専門職」という。 介護予防の推進 介護支援専門員等の介護関係職種との連携が重要であり、 地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携の推進を図ること。 そのために 医師 医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつ 歯科医 師 作業療法士又は言語聴覚士(以下 薬剤師 等の医療関係職種と介護福祉士 看護師、 IJ ハビリテーショ 市町村が ヷ

り巻く環境へのアプローチも含めた 進に当たっては、 態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであり、 がいを持って生活できる地域の実現を目指すこと。 する取組を推進することで、 おけるリハビリテーション専門職等を活用し、 重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、 むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状 生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営 機能回復訓練などの高齢者へのアプローチだけでは 要介護状態等になっても バランスのとれたアプローチが 高齢者の自立支援に資 高齢者が生 その

4 日常生活を支援する体制の整備

等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援・協働体制の 除などの家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、 生活支援・介護予防サービスを整備していくために、 れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な 地域サロンの開催、 充実・強化を図ること を通じ、 単身又は夫婦のみの高齢者世帯、 生活支援コーディネーター N P O 民間企業、 見守り・安否確認、 協同組合、 認知症である者の増加に対応し (地域支え合い推進員) の活用等 外出支援、 ボランティア、社会福祉法人 買い物・調理・ 市町村が中心と 住み慣

三月末までに、地域支援事業に段階的に移行することとしているが、「また、予防給付のうち訪問介護と通所介護については、平成三十年

3

事業) を持った予防給付対象サービス及び介護予防事業 状態になったときや 行う体制を整備すること、高齢者が要介護状態等になるおそれがある な不安が生じた場合に、相談を受け、 するためには、地域における様々なサービスの関係者のネットワー 福祉サービス並びに生活支援サービスを組み合わせながら、 活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合 により高齢者の生活状況を把握し、 高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるように が提供されるようにすること、 介護給付等対象サービスを中心に様々な保健医療サービス及び 要支援状態になったときに、 高齢者やその家族に生活上の様々 また、要介護状態等となったと 適切な機関につなぐ等の対応を (介護予防・日常生 連続的かつ一貫性 地域にお

高齢者の住まいの安定的な確保

5

る高齢者を対象に、 住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保 るサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。 第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。 賃貸住宅に加えて 供される前提となるため、 ができるよう、都道府県が適確な指導監督を行うよう努めること。 するとともに、 保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項に規定す 以下同じ。)やサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確 れた生活が実現されることが、 地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、 その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保さ 所得又は資産が少ないなど、 これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすこと 空家の活用などによる低廉な家賃の住まいの確保 有料老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律 個人において確保する持家としての住宅やとが、保健・医療・介護などのサービスが提 地域での生活が困難となってい)等の高齢者向け

認知症施策の推進

適切な生活支援体制の確保などにも留意すること。

二

、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域、今後増加することが見込まれる認知症である者に適切に対応するため

町村は、地域支援事業としてこれらの事業に取り組むこと。ける日常生活の継続を支援する体制を整備することが必要となる。

4

する体制整備を進めること。

東後期に入院している高齢者の実態(医療サービス及び介護サービスを提供しいサービスを提供することができるよう、療養病床を有する医療機しいサービスを提供することができるよう、療養病床を有する医療機関に入院している高齢者の実態(医療サービス及び介護サービス廃機関に入院している高齢者の実態(医療サービス及び介護サービスを機関に入院している高齢者の実態(医療サービス及び介護サービスを機関に入院している高齢者の実態(医療サービス及び介護サービスを機関に入院している高齢者の実態(医療サービス及び介護サービスを機関に入院している高齢者の実施がある。

5

夫婦のみ世帯の生活支援に留意すること。高齢者が多くなっていることから、孤立化のおそれのある高齢単身・とのつながりが急速に薄れ、孤立化し、日常生活や介護に不安を抱くとのからが急速に薄れ、孤立化し、日常生活や介護に不安を抱く

。 での家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めること 適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人や 知症の人を地域で支えていくかを地域住民に明示した上で、早期からの 供の流れ(以下「認知症ケアパス」という。)を確立し、どのように認 と。具体的には、地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提 と。具体的には、地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提

支援する体制の整備を進めることが重要となる。担う後見人等(以下「市民後見人」という。)を育成・活用し、これを担う後見人等(以下「市民後見人」という。)を育成・活用し、これを下にあり、弁護士・司法書士等の専門的な後見人等のほか、一般市民が下にあり、弁護士・司法書士等の専門的な後見人等のほか、一般市民が常」という。)の制度が果たす役割は、ますます大きくなっていく状況等」という。)の制度が果たす役割は、ますます大きくなっていく状況等」という。)の制度が果たす役割は、ますます大きくなっていく状況等にあり、弁護士を持ちます。

応じて、必要な取組を進めること。三十年度には全ての市町村で実施されることとなるため、地域の実情に支援事業は、平成二十七年度以降順次実施することとされており、平成なお、認知症施策のうち認知症初期集中支援チームの設置などの地域

向けた方策に取り組むこと。

「二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むこと。

「一十五年度(平成三十七年度)までの間に、各地域の実情とまれる二千二十五年度(平成三十七年度)までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付いまれる二千二十五年度(平成三十七年度)までの間に、各地域の実情がまれる二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標の世界にある。

取組を進めること。第六期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し第六期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定しアシステムを段階的に構築することとし、まずは第六期の位置付け及びとして位置付け、二千二十五年度までの各計画期間を通じて地域包括ケア計画このため、第六期以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画

介護給付等対象サービスの在り方に関する目標

明確に示すとともに、そのために必要となる、 設利用者の重度の要介護者への重点化、 施設の整備、 とに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる施設をい 知症高齢者グループホーム えるケアを実現するため、地域において必要となるサービスの在り方を すること 一千十五年の高齢者介護のあるべき姿を見据えて、 (当該居室の入居者が交流し、 以下同じ。 部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。 介護付きの住まいなど多様な「住まい」 への改修等、 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保 施設の居住環境の改善に係る目標を設定 共同で日常生活を営むための場所を ユニット型施設(施設の全部又 介護専用型特定施設 の普及の推進 高齢者の尊厳を支

高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを十年後である二千二十年、二千二十五年頃、或いは自らの地域におけるお、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える二千十五年からその五年後、核的な役割を担う地域包括支援センターの在り方を明確に示すこと。なまた、地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントについて中また、地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントについて中

兀

』 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

を構築すること。

では、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークでで、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークを総合的に整備するとともに、地域包括支援センターの適切な運営を通を総合的に整備するとともに、地域包括支援センターの適切な運営を通い活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを構築すること。

位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。その際には、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として

なげ、情報通信技術(ICT)等の活用も図りつつ地域づくりに取り組種や機関、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成につこのためには、市町村を中心として、サービス提供者、多様な専門職

・ 「丁丁目11月)12隻なが「丁丁・「野宜丁県・・)」1念頭において、これらの目標の設定にあたること。

地域支援事業の実施を支援することが望ましい。

・市町村における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び関する調査の実施、複数の市町村による広域的取組に対する協力等によ及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設などへの転換の予定等にの需要の把握、療養病床を有する医療機関に入院している高齢者の実態の需要の把握、療養病床を有する医療機関に入院している高齢者の実態しながら、広域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重生た、都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提また、都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提

要である。
るようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応していくことが必るようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応していくことが必ービスを提供する事業者について、利用者から良質な事業者が選択され 介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付等対象サ

市町村が十分に連携をして、対応していくことが求められる。このため、事業者の指導監督等については、都道府県と保険者である

地域包括支援センターに関すること

護のための援助、 マネジメント等が適切に行われるよう、 くことが必要である。 (事業の)運営を核としながら、 域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築して 地域において保健医療サービス及び福祉サー できる地域包括支援センターにより、 齢者の尊厳を支えるケアを実現していくために 包括的かつ継続的なケアマネジメント、 そのため、 地域住民による多様な活動の展開も含め 地域全体の実情を適確に把握すること 総合的な相談及び支援、 積極的に取り組むことが求めら - ビスを総合的に提供し 市町村は、 介護予防ケア 権利擁

むこと。

に支え合う地域づくりを進めていくことが重要である。 係性ではなく、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共提供者と利用者の「支える側」又は「支えられる側」という画一的な関が地域において安心して日常生活を営むことができるように、サービスがお、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者やその家族

| 也成り話がアンステムを支える人材の確保及び資質の向上

組を講じていくことが重要である。及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取及び地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護給付等対象サービス

合的な取組を推進すること。ため、二千二十五年(平成三十七年)を見据え地域の関係者とともに総このため、都道府県は、広域的な立場から、必要な介護人材の確保の

境改善を一体的に取り組むこと。
向上、事業主による雇用環境改善の取組の促進・処遇改善などによる環
はる多様な人材の参入促進、キャリアパスや専門性の確立による資質の
はる多様な人材の参入促進、キャリアパスや専門性の確立による資質の
を者等の復職・再就職支援、都道府県福祉人材センター等の活用などに

うこと。これらの者に対して指導助言等を行う認知症サポート医の養成研修を行これらの者に対して指導助言等を行う認知症サポート医の養成研修を行け医や病院従事者に対する認知症対応力の向上のための研修を実施し、また、地域において早期の適切な認知症の診断を行うため、かかりつまた、地域において早期の適切な認知症の診断を行うため、かかりつ

ターの養成を進めること。
さらに地域支援事業を充実させるための地域の生活支援コーディネー

五 介護サービス情報の公表に関すること

者の指定の取消し又は効力の停止など適切な対応を行うこと。 者の指定の取消し又は効力の停止など適切な対応を行うこと。 者の指定の取消し又は効力の停止など適切な対応を行うこと。 者の指定の取消し又は効力の停止など適切な対応を行うこと。 者の指定の取消し又は効力の停止など適切な対応を行うこと。 が護り に機能するための基盤となるものである。 都道府県においては、介護サービス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全 とを行い、都道府県知事からその報告などを命ぜられたにもかかわらず はを行い、都道府県知事からその報告などを命ぜられたにもかかわらず はを行い、都道府県知事からその報告などを命ぜられたにもかかわらず は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全 で、その命令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業 とを行い、都道府県知事からその報告など適切な対応を行うこと。

の向上に関すること

六 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に係る人材の確保及び資質

事業に係る人材を質量ともに確保することが重要である。
介護給付等対象サービス及び地域支援事業は、当該サービス及び当該

に関して必要な施策も含まれる。

の養成等、必要な施策に取り組むこと。るボランティア、NPOの育成、市民後見人の育成、認知症サポーターこの場合、市町村においても、都道府県と連携しながら、支え手とな

を行っていくことも重要である。ケアシステムの構築に向けた計画等の立案、評価等に携わる人材の育成すた、今後、都道府県及び市町村において、医療提供体制や地域包括

ハ 介護サービス情報の公表

に機能するための基盤となるものである。ス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、介護サービー介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通

るよう、必要な人材の養成等の体制整備を図ること。都道府県においては、介護サービス情報の公表制度が適切に実施され

は効力の停止など適切な対応を行うこと。い場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業者の指定の取消し又知事からその報告などを命ぜられたにもかかわらず、その命令に従わな型介護予防サービスに係る事業者が、報告の拒否などを行い、都道府県また、市町村においては、指定地域密着型サービス又は指定地域密着

町村が主体的に情報収集と情報発信に努めること。ついて、厚生労働省が運用している情報公表システムの活用も念頭に市援センター及び配食や見守り等の生活支援・介護予防サービスの情報に地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる地域包括支地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる地域包括支令後は、地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた

に関する情報の公表の推進に努めること。の確保に向けた取組の一環として、情報公表制度を活用し、介護従事者。また、利用者のサービスの選択の指標として、また同時に、介護人材

介護給付の適正化

、都道府県介護給付適正化計画を策定するとともに、必要に応じて市町関する指針を踏まえ市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取しゆまぬ努力が不可欠である。都道府県は、第三期介護給付適正化計画に使するよう促すことであり、適切なサービス提供の確保とその結果とし供するよう促すことであり、適切なサービス提供の確保とその結果とし供するよう促すことであり、適切なサービス提供の確保とその結果とし供するよう促すことであり、適切なサービス提供の確保とその結果とし供する場合である。都道府県は、第三期介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した。

要な施策に取り組むことが望ましい。
この場合においては、市町村も、都道府県と連携しながら、適宜、

七 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

持続可能性を高める観点から喫緊の課題となっている。ため、介護給付等に要する費用の適正化を行うことは、介護保険制度のながる介護給付等対象サービスとしてその価値を発揮できるようにする国民が負担する介護保険料や税金が、真に要介護者等の自立支援につ

け等が行われたところであり、さらに、保険者機能の強化の観点から、指定等の更新制の導入、業務改善命令権限等の創設、情報公表の義務付法制的な対応として、介護サービス事業者等の指定等の要件の厳格化、このため、二千五年(平成十七年)の介護保険制度改革においては、

介護給付適正化事業の一層の推進に取り組むこと。村に対し、実施上の技術的事項について必要な助言をすることにより、

取り組むこと 府県国民健康保険団体連合会 意見を踏まえて策定された都道府県介護給付適正化計画に基づき、 町村ごとの地域の実情やこれまでの適正化の取組の実施把握を踏まえ また、 システムなどを活用しながら 実施方針、 市町村 目標等についての意見を積極的に伝えるとともに は 都道府県介護給付適正化計画の検討過程におい 介護給付適正化事業のより 下 「国保連合会」 という。 層の推 こうし の適 進 都

こと。 町村による広域的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意する 同利用等の広域的取組を推進すること。この場合においては、複数の 施、 を ムの構築に取り組むとともに、 症施策や生活支援・介護予防サービスの充実など地域包括ケアシステ 、情に応じて、近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携の推進、 図る責務を有するが、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の 方公共団体として、保健医療サービス及び福祉サービスの水準の向上 介護保険事業の運営主体である市町村は、住民に最も身近な基礎的な 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携 市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの 要介護者等の実態に関する調査の共同実 市 共 認

体 域的観点からの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の把握 する協力等により、市町村における介護給付等対象サービスを提供する 転換の予定等に関する調査の実施、複数の市町村による広域的取組に対 る高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設などへの 要とする高齢者の状況の把握、 しながら、 制の確保及び地域支援事業の実施を支援すること 定する療養病床をいう。 会議の実施など地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組の支援、 .する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を尊重また、都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提 地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設への入所を必 市町村への在宅医療・介護連携の推進や認知症施策 以下同じ。)を有する医療機関に入院してい 療養病床 (医療法第七条第二項第四号に 域ケ

選択されるようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応していく等対象サービスを提供する事業者について、利用者から良質な事業者がさらに、介護保険制度への信頼を維持していく観点からも、介護給付

ある。保険者にも介護サービス事業者等への立入権限等が付与されたところで

によいででは、これででは、これである。 活用等による介護給付等の適正化のための事業の一層の推進に取り組む がお道府県におけるたゆまぬ努力が不可欠であり、ケアプラン保険者及び都道府県におけるたゆまぬ努力が不可欠であり、ケアプラン保険者及び都道府県におけるたゆまぬ努力が不可欠であり、ケアプラント、介護給付等の適正化に当たっては、これらの法制的な対応を踏まえた。

まえること。 また、都道府県において策定する介護給付適正化計画の内容も十分に

と保険者である市町村が十分に連携をして、対応していくこと ことが必要であることから、事業者の指導監督等については、 都道府県

市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

1 - 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 明

特色を明確にした市町村介護保険事業計画を作成すること。 成しようとする目的及び地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの 向性を勘案して、第一の一及び二の趣旨に沿った基本理念を定め、 ける地域的条件や地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方 介護保険制度の基本的理念を踏まえるとともに、各々の市町村にお 達

2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標

提供される体制を整備するとともに、 険事業計画の策定が必要である た日常生活を営むことができるよう、 持続可能な制度とするための中長期的な視点に立った市町村介護保 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立し に入れながら二千二十五年度(平成三十七年度) の種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計 地域の介護需要のピーク時を視 地域において必要なサービスが の介護需要

住み続けることができるような住まいの普及を図ることが必要である くことが必要であるとともに 設に入所した場合は施設での生活を居宅での生活に近いものとして ズに対応するため、 介護保険施設については、重度の要介護者に重点を置き、 サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら これらと併せて 高齢者の多様なニー

このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じ 村介護保険事業計画を定めること。

介護保険事業計画の作成に関する事項

介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

1 基本理念、 達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明

護保険事業計画を作成すること。 達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色が明確にされた介 又は都道府県における地域的条件や地域づくりの方向性を勘案して、 介護保険制度における基本理念を踏まえるとともに、各々の市町村 現行の介護保険事業計画及び老人福祉計画 (老人福祉法 昭

結果を介護保険事業計画の作成に活用すること。 和三十八年法律第百三十三号)に規定する老人福祉計画をいう。)の作成又は推進に係る課題を分析し、かつ 評価して、

平成二十六年度目標値の設定

提供される体制を整備するとともに、 宅での生活に近いものとしていくことが必要である。 の要介護者に重点を置き、 た日常生活を営むことができるよう、 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立し 施設に入所した場合は、 介護保険施設については、 地域において必要なサービスが 施設での生活を居 重度

齢者向け住宅をいう。 平成十三年法律第二十六号) ような介護付きの住まいの普及を図ることが必要である ビス付き高齢者向け これらと併せて 住宅)や介護を受けながら住み続けることができる 高齢者の多様なニーズに対応するため (高齢者の居住の安定確保に関する法律 第五条第一項に規定するサー ビス付き高 ナ

おける目標値を設定した上で、 された数値を標準として このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて平成二十六年度に 直近の状況から平成二十六年度の目標値となるよう計画的に設定 地域の実情に応じて定めること。 第五期介護保険事業計画期間において

入居者生活介護 第五期の介護保険事業計画においては (指定居宅サービスである特定施設入居者生活介護

(一) | 平

「丁寸は、广獲合寸等」で成三十七年度の推計

| 額及び保険料の水準に関する中長期的な推計を行い、示すこと。| 要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の市町村は、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に

その際には、その地域の特色を具体的に反映した目標とすることともに、第六期の具体的な施策により目指す目標を定めること。的な充実の方針及びその中での第六期の位置づけを明らかにするとがアシステムの構築に向けた第六期以降の各計画期間を通じた段階が可対は、一の推計を踏まえて第六期の保険料を定め、地域包括「二第六期の目標

等」という。 サービスである認知症対応型共同生活介護に限る。以下同じ。 定員の増加分については、 着型介護老人福祉施設に限る。 伴う介護給付対象サービスの利用者数並びに地域密着型介護老人福祉 適用の療養病床 指定施設サービス等 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。 介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サービスである地 域密着型特定施設入居者生活介護に限る。 域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスである地 ス等をいう。 に限る。 には含めないものとする。 以下「医療療養病床」という。 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する地域密 以下同じ。) 以下同じ。 (回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除 への円滑な転換が図られるようにするため、 (法第四十八条第一項に規定する指定施設サー 認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型 の事業を行う施設等 次に掲げるそれぞれの目標値の設定の対象 以下同じ。 から介護保険施設等への転換に)及び介護保険施設の入所 以下同じ。 (以下「介護保険施設 以下同じ。 地域密着型 医療保険

(一)

古める割合を、七十%以上とすることを目標として設定する。要支援認定を受けた被保険者の数をいう。以下同じ。)の合計数が合計数のうちの要介護四及び要介護五の認定者数(要介護認定又は合計数のうちの要介護四及び要介護五の認定者数(要介護認定又はすると見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の方の者と見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の市町村は、平成二十六年度において地域密着型介護老人福祉施設

また、掲条が引く課目に引う直集の状況、可丁寸下隻保険事業十回る要介護者等をはじめ被保険者の意見を反映すること。 図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用してい市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、次の体制整備を3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

容、都道府県との連携の状況等を市町村介護保険事業計画に示すこと作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内また、関係部局・課相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画

り組んだ場合は、その趣旨等を盛り込むこと。なお、複数の市町村による市町村介護保険事業計画の共同作成に取

一市町村関係部局相互間の連携

た議論を行うことなども考えられること。
内全体のプロジェクトチームを設置し、その中で計画の策定に向け、必要に応じて、例えば、地域包括ケアシステムの構築に向けた庁

幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築については、二、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催

率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。計画作成委員会等を開催すること。この場合においては、事務を効の中から市町村の判断により参加者を選定し、市町村介護保険事業以下同じ。)、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等以下同じ。)、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者し、地域の実情に応じたものとすることが求められる。

とすることを目標として設定する。施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十%以上

介護保険事業計画を作成するに当たっては、そのための体制の整備3 介護保険事業計画の作成のための体制の整備

用している要介護者等をはじめ被保険者の意見を反映すること。 この場合においては、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利を図ること。

(-)

い。宅担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備するこ宅担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、住当部局、労働担当部局は、民生担当部局、保健衛生担当部局、教育担の護保険担当部局は、民生担当部局、保健衛生

| 「・痩砕食事業)重なこのいでは、畐」い間に | 介護保険事業計画作成委員会等の開催

域の実情に応じたものとすることが求められる。 介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、地

は、。 森を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支え 務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支え 険事業計画作成委員会等を開催すること。この場合においては、事 の中から市町村又は都道府県の判断により参加者を選定し、介護保 は、第一号被保険者及び第二号被保険者を代表する者をいう。

被保険者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮すること。門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮すること。なお、市町村介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専

されている。
されている。
お保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとは、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらかじの量の水準が保険料率の水準にも影響を与えることに鑑み、市町村の量の水準が保険事業計画により示される介護給付等対象サービス市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービス

住民の参加に配慮すること。たっては、公募その他の適切な方法による被保険者を代表する地域たっては、公募その他の適切な方法による被保険者を設置するに当このため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当

懇談会の開催等の工夫を図ること。における聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とするまた、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域

都道府県との連携

との間の連携を図ること。
市町村介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県

は、都道府県と意見を交換すること。とから、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たってとから、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たってための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有しているこれめの施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることがある。

び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮すること。
なお、介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及

三 被保険者の意見の反映

のとされている。
市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービス市町村介護保険事業計画を作成しようとするときは、あら町村は、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときは、あらのとされている。

参加に配慮すること。は、公募その他の適切な方法による被保険者を代表する地域住民のは、公募その他の適切な方法による被保険者を代表するに当たってこのため、介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たって

懇談会の開催等の工夫を図ること。における聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とするまた、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域

市町村と都道府県との間の連携

いる。

(
中するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有して供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していて必要な助言をすることにより、介護給付等対象サービスを提ついて必要な助言をするとにより、介護保険事業支援計画を作成するとともに都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成するとともに

府県との間の連携を図ること。
このため、介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と都道

府県と意見を交換すること。たっては、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道したがって、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成するに当

よる広域的取組に協力することが望ましい。
ことにかんがみ、都道府県は、圏域等を勘案して、複数の市町村に
象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められる
なお、小規模の市町村等については、地域における介護給付等対

うりずは、要介護者等の実態の把握

画を作成すること。
び地域支援事業の需要を的確に把握した上で、市町村介護保険事業計が地域支援事業の需要を的確に把握した上で、市町村介護保険事業計市町村は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービス及

の比較等により、地域の実情の把握に努めること。(この場合、市町村は、次の取組や保険給付の現状に係る他市町村と)

(一被保険者の現状と見込み)

こと。
こと。
こと。
こと。
こと。
こと。
こと。
こと。
しまれては、自らが有する人口推計や各種人口統計等を活用し、市町村は、自らが有する人口推計や各種人口統計等を活用し、市町村は、自らが有する人口推計や各種人口統計等を活用し、市町村は、自らが有する人口推計や各種人口統計等を活用し、市

養病床からの転換による影響も勘案すること。 この場合においては、その算定の考え方を示すとともに、医療療

すことが望ましいこと。高齢者の持家の状況なども把握、分析し、計画書の適切な箇所で示高齢者の持家の状況なども把握、分析し、計画書の適切な箇所で示また、生活機能の低下した高齢者の状況、地域の医療サービスや

保険給付の実績把握と分析

て、介護保険事業状況報告、介護政策評価支援システム、地域包括等を適切に定めるため、要介護者等の人数や保険給付の実績につい象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況市町村は、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対

4 要介護者等の実態の把握

画を作成する。

で地域支援事業の需要を的確に把握した上で、市町村介護保険事業計で地域支援事業の需要を的確に把握した上で、市町村は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービス及

うこととする。、要介護者等の実態に関する調査(日常生活圏域ニーズ調査等)を行おける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等おける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等この場合、市町村は必要に応じて、当該市町村が定める区域ごとに

よう、関係者相互間の連絡調整を含め、積極的に協力すること。を含む。)を行う場合においては、その調査の実施が円滑に行われる者等の実態に関する調査や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者等の実態に関する調査や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用行い、その調査の結果を市町村に提供するとともに、市町村が要介護行いる医療機関の介護保険施設などへの転換の予定等に関する調査を都道府県は、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を都道府県は、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を

府県と連携して、これを把握すること。 なお、介護給付等対象サービスの供給についても、市町村は、都道

めること。テムを活用することにより、保険給付の動向やその特徴の把握に努テムを活用することにより、保険給付の動向やその特徴の把握に努ケア「見える化」システムをはじめとする各種調査報告や分析シス

握と分析を行うことが望ましい。度の被保険者のうち認知症を主たる理由として入院している者の把る者のサービス等の利用状況や国民健康保険及び後期高齢者医療制ることが求められることから、その作成過程において、認知症であなお、認知症ケアパスを作成し市町村介護保険事業計画に反映す

。 護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介

調査の実施

。 以下「日常生活圏域ニーズ調査等」という。)の実施に努めること いれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(とともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置 とともに、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握する

り込むこと。ける複数の市町村による共同実施については、その取り組み等を盛ける複数の市町村による共同実施については、その取り組み等を盛っての場合、調査の時期、方法等を示すとともに、広域連合等にお

ることが望ましい。れらの取組を勘案して要介護者等の数やサービス量の見込みを定めれらの取組を勘案して要介護者等の数やサービス量の見込みを定め、一定の充実等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、そ業の充実等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの東海では、当該調査により定量的に把握された心身の状況が低下している。

四 地域ケア会議の活用

て、高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供す具体的には、地域ケア会議の中で個別事例の検討を行うことを通予実と、それを支える社会基盤の整備を図るよう努めること。市町村は、地域ケア会議の活用により、高齢者個人に対する支援

る個別支援の充実につなげていくこと。

「おいった」というでは、その課題の背景にあり組むことが必要であり、さらなり、おいけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行るだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働るだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働

につなげていくことが望ましい。の結果と照らし合わせながら市町村介護保険事業計画等の行政施策効な支援策の普遍化等について検討し、日常生活圏域ニーズ調査等援センターが役割分担をしながら、地域に不足する資源の開発や有援センターが役割分担をしながら、地域に不足する資源の開発や有

日常生活圏域の設定議が円滑に実施することができる環境を整えることが重要である。につなげていくなど、医療と介護の関係者が連携して、地域ケア会期的に受け付ける窓口を明確化したり、地域課題解決のための検討するの際、市町村は地域包括支援センターが抽出した地域課題を定

5

等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件、介護市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護

。以下同じ。)と整合性が図られたものとすること。 合確保法第五条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域をいう合に当該計画に記載される市町村計画をいう。以下同じ。)を作成する場工条第一項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。)を作成する場平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保と」という。)第四(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(画(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(画の、以下同じ。)と整合性が図られたものとすること。

| 日常生活圏域|| 日常生活圏域及び老人福祉圏域の設定

必要がある。

心要がある。

心要がある。

心要がある。

心で、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めるに目指すべき地域包括ケアケアシステムを構築することを念頭におに目指すべき地域包括ケアケアシステムを構築することを念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定める。

を持ちいて、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めるいて、中学校区単位等、地域の実情を心のを開い状況その他の社会的条件、介下町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介

(二 老人福祉圏域 こ 老人福祉圏域 こ 老人福祉圏域 こ という。)を作成する場合には、当該計画に記載される目常生活圏域(同条第二項第一号に規定する日常生活圏域をいう。)は 生活圏域(同条第二項第一号に規定する日常生活圏域をいう。)は 生活圏域(同条第二項第一号に規定する日常生活圏域をいう。)は 生活圏域(同条第二項第一号に規定する日常生活圏域をいう。)は を作成する場合には、当該計画に記載される目常 生のであること。

とされており、これを老人福祉圏域(老人福祉法第二十条の九第二ビスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定めるもの都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等対象サー

6 他の計画との関係

規定する市町村地域福祉計画をいう。 律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住 域福祉計画 に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとすること。 て作成され、市町村計画との整合性が確保されたものとし、 第八条第二項に規定する市町村健康増進計画をいう。)その他の法 (平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。(画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ 市町村介護保険事業計画は、 又は市町村健康増進計画(健康増進法(平成十四年法律第百三号 (社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百七条に 市町村老人福祉計画と一体のものとし 以下同じ。) 市町村障害福祉 市町村地

する基本指針(高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針 保に関する法律(平成十三年法律第二十六号) これに加えて市町村高齢者居住安定確保計画 |十一年厚生労働省・国土交通省告示第 確保に関する計画をいう。 当該計画との調和が保たれたものとすることが望ましい。 策定が望ましいとされている市町村が定める高齢者の居住の 市町村介護保険事業計画においては、 以下同じ。 一号) を定めている場合にあっ これら計画との関係に (高齢者の居住の安定 をいう。 第三条第一 の七 項に規

いて盛り込むこと。

援のためのサービスの提供等も含め、 住民等による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認知する介護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域 生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対 症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支 市町村老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び市町村老人福祉計画との一体性 ビスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として 地域における老人を対象とす

> 道府県は、可能な限り、両者を一致させるよう努めること。 ましい。このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない都 第十号に規定する区域をいう。以下同じ。)と一致させることが望 スの連携を図る観点から、二次医療圏(医療法第三十条の四第二項 とされている。圏域については、保健医療サービス及び福祉サー 項第一号に規定する区域をいう。 以下同じ。)として取り扱うもの Ė

他の計画との関係

6

祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとするこ 府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。)、都道府県医療費適正は百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法百八条に規定する都に その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、 康増進計画及び同条第二項に規定する市町村健康増進計画をいう。 進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一 府県医療費適正化計画をいう。 医療計画(医療法第三 る高齢者居住安定確保計画をいう。 保計画(高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定す 以下「高齢者医療確保法」という。)第九条第一項に規定する都道 都道府県住生活基本計画(住生活基本法 介護保険事業計画は、老人福祉計画と一体のものとして作成され、 第十七条に規定する都道府県計画をいう。 地域福祉計画(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号 |十条の四に規定する医療計画をいう。 以下同じ。 以下同じ。 (平成十八年法律第六十 項に規定する都道府県健 健康増進計画(健康増) 又は市町村整備計 都道府県医療費適正化 高齢者居住安定確 医療、 以下同じ

老人福祉計画との一体性

予防のためのサービスの提供、 護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等 安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介 による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の サービスの提供等も含め、 ビスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成され 老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の 地域における老人を対象とする福祉サ 独り暮らし老人の生活の支援のため

「一つこう、 | 可丁寸 | 下事作成されるものである。

計画と一体のものとして作成すること。 このため、市町村介護保険事業計画については、市町村老人福祉

市町村計画との整合性

・介護のサービスを総合的に確保することが重要である。に地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域において医療地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するととも

このため、市町村介護保険事業計画については、市町村計画との

市町村地域福祉計画との調和整合性の確保を図るものとすること。

である。
ことによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要ことによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要と地域における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせる介護給付等対象サービス及び地域支援事業などの公的なサービス

市町村障害福祉計画との調和

いくことも重要である。
| 一部村障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援| 市町村障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支援

五 市町村健康増進計画との調和

や悪化の防止を図ることは、重要である。
少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態等の予防

5が重要であり、市町村健康増進計画が定められている場合には、点点を当てた取組など住民の健康の増進の推進に関する施策との連このため、市町村介護保険事業計画については、高齢者の健康に

るものである。

ものとして作成されなければならない。このため、介護保険事業計画については、老人福祉計画と一体の

二 地域福祉計画との調和

ことによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要と地域における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせる介護給付等対象サービス及び地域支援事業などの公的なサービス

である。

たれたものとすること。 供主体によるサービスを実施、連携させる地域福祉計画と調和が保供主体によるサービスを実施、連携させる地域福祉計画と調和が保工のため、介護保険事業計画については、地域において様々な提 (六)

市町村高齢者居住安定確保計画との調和

護保険事業計画については、 包括的に推進することが重要である。 る市町村高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとすること した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等 関する施策を 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立 軽費老人ホーム 居住等に関する施策との有機的な連携を図りつ サービス付き高齢者向け住宅 養護老人ホーム こうした観点から、 の供給の目標等を定め 特別養護老人ホー 市町村介 有料老

が望ましい 対する賃貸住宅及び老人ホーム」という。 その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム(以下「高齢者に 目標を定めることが望ましいが、 保計画を策定し、 なお、 地域の実情に応じた市町村別の供給目標を これらの供給目標については 市町村においても、 自らの市町村内における高齢者向け住まいの供給 必要に応じて市町村高齢者居住安定確 これを策定しない場合であっても 市町村が都道府県との協議により 都道府県高齢者居住

> (Ξ) 医療計画との調和

指針及び都道府県介護保険事業支援計画にも配慮して定めること (養病床の円滑な転換を含めた地域におけるサービスの整備や退 (十九年厚生労働省告示第七十号) 求められるとされていることに留意すること の相談・支援等に努めることが求められるとされていること、 確保に関する事項を定めるに当たり、 医療計画については 介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的に整備するため 医療計画及びそれに基づく具体的な施策を定めるに当たり 医療提供体制の確保に関する基本方針 において 療養病床の再編成も踏まえ 居宅等における医

都道府県医療費適正化計画との調和

(五) 見込みを定めるに当たっては、 案して、 療養病床(回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く るため、介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの量の 増加を踏まえたサービスの量の見込みとすること に関する記述や 療養病床から介護保険施設等への円滑な転換が図られるようにす 療養病床から転換する介護保険施設等に係るサービスの 療養病床を有する医療機関の転換の意向等を勘 都道府県医療費適正化計画における

高齢者居住安定確保計画との調和

保たれたものとすること。 課題を解決することが重要である。このため、 高齢者のニーズに応じた住宅等を提供し び地域支援事業等の公的なサービス等と連携して、 合わせ等による適切な対応を図る高齢者居住安定確保計画と調和が した日常生活を営むことができるよう、 高齢者に対する賃貸住宅と老人ホーム 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立 公的介護施設等も含めた高齢者の住まいの総量を把握 介護給付等対象サービス及 要介護者等の生活全般 介護等のサービスの組み 介護保険事業計画に 質の確保された

ることが可能であることに留意すること。に規定する高齢者居住安定確保計画をいう。以下同じ。)に反映す安定確保計画(高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項

確にすること。 対応できる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉人材 ある職業として認知され、 確保指針を踏まえ、 確保策を定める場合にあっては、 こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、 ! な指針(社会福祉法第八十九条第一 介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくため 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本 下「福祉人材確保指針」という。 福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である 地域の実情に応じ、 今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに 福祉・介護サービスの仕事が魅力 項に規定する基本指針をいう)を踏まえた取組 重点的に取り組む事項を明 介護人材

いう。以下同じ。)を踏まえた取組る法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する計画を八.介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関す

策の基本となるべき事項を踏まえること。 策の基本となるべき事項を踏まえること。 で改善の促進、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施いで、介護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合にで理改善や能力開発をすることが重要である。こうした観点から、管理改善や能力開発をすることが重要である。こうした観点から、管理改善や能力開発をすることが重要である。こうした観点から、管理改善や能力解系を対して魅力ある職場でその能力を発揮が、

)その他

給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めのでなければならないものとされる保険料の算定の基礎となる介護市町村介護保険事業計画は、概ね三年を通じ財政の均衡を保つも計画期間と作成の時期

るものであることから、

三年を一期として作成する。

が必要である。成二十九年度までを期間として、平成二十六年度中に作成すること成二十九年度までを期間として、平成二十六年度中に作成すること第六期市町村介護保険事業計画については、平成二十七度から平

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく公表と地域包括ケアシステムの普及啓発

険者としての地域住民に対し、 の理解及び協力を得ることが求められることから、市町村は、また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、 険制度の基本的理念を含む。)の提供に努めること。 これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。 介護保険事業に関する情報(介護保 国民

企業、 方法によりこれらの関係者による多様かつ積極的な取組を進めるた システムは、 係者間で共有できるよう、 さらに、 様々な経路や手法により地域が目指す方向に対する理解が関 N P O 市町村介護保険事業計画を通じて構築する地域包括ケア 地域の住民、 地域の諸団体などにより支えられるものであること 公表の工夫も行いながら、 介護従事者、 介護サービス事業者、 様々な経路や

達成状況の点検及び評価

村介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項 日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の市町この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における 状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施すること。 目を設定する等の工夫を図ること。 市町村介護保険事業計画については、各年度において、 その達成

ること。 係者間で議論しつつ、 なげていくこと。 間中の取組、費用等の結果について検証し、 具 体的には 対するサービス提供について、 評価し、 結果を共有していくことが必要であ ガイドラインを参考にしながら、 第七期以降の計画に 市町村が計画 つ期

げる事項とする。 市町村介護保険事業計画において定めることとされた事項は、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 次に掲

1 日常生活圏域

況等を定めること。 第 一の一の5を踏まえ 日常生活圏域の範囲 各日常生活圏域の状

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み いては、市町村における高齢者人口の動向、介護給付等対象サービ各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに いては、市町村における高齢者人口の動向、

市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的記載事項

て定める事項は、 るための見直しが行われたことにより、市町村介護保険事業計画におい 今般の介護保険法等の改正において 次に掲げる事項その他の別表第一に掲げる事項とする 地域の自主性及び自立性を高め

いては、市町村介護保険事業計画を作成しようとするときにおける 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

1

ものをいう。)を参考として、次の区分により定めること。 の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表に掲げる 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごと 事項を踏まえた上で、法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準 スの給付の実績を分析し、かつ、評価するなど第二の一の4に掲げる

齢者人口の動向 の実情に応じて定めることが必要である。 なお、 及び予防 要介護者等の数の見込みを定める際には、各年度における高 給付の実施状況及び見込まれる効果を勘案して 総合事業 (同事業に移行する前の介護予防事業を含 地 域

で受け入れることを踏まえたものとするよう留意すること 各年度における介護給付対象サービス(介護給付に係る介護給付 パス及び認知症である者を含む精神科病院からの退院者を地 サービスの量の見込みを定める際には、 地域で作成した認知 域

等対象サービスをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数並びに指定 域密着型サービスの量の見込み

応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対 みを定めるとともに、 定員総数並びに指定地域密着型サービスの種類ごとの量の見込 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用 その算定に当たっての考え方を示すこと

ビスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた必要利用定員 要介護高齢者等のうち、 総数及び見込量を定めること。 れる被保険者を適宜の方法で把握し、 る指定介護老人福祉施設や地域密着型介護老人福祉施設につい 該施設以外では生活が困難であり その際、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護給付対象サ 保険者である市町村において 介護の必要性や家族の状況等により、 ・特に、 入所申込者が多数存在 その状況も踏まえた上で 入所申込みを行ってい 真に入所が必要と判断さ

者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に 認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居

必要なサービスの種類ごとの量の見込みを定めること。

護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向や療養病床に入 介護給付等対象サービスの給付の実績を分析し、かつ、 を定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをい 険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 院している高齢者の実態等を把握した上で、参酌標準(市町村介護保 ことが必要である 別表第一において 同じ。)を参考として、次の区分により定める 評 !価し、 要介

護者等の数の見込みを定める際には、参酌標準 等対象サービスをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 要介護者等の数の見込みを定める際に参酌すべき標準として別表第 画において介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるに当たり この場合においては、 .掲げるものをいう。 各年度における介護給付対象サービス(介護給付に係る介護給付 象サービスの種類ごとの量の見込み 医療療養病床から介護保険施設等)を参考として定めることが必要である。 サービス量の見込みを定めるに当たり、要介 の転換分以外の介護給付対 (市町村介護保険事業

市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型サービスの

の見込み

みを定めるとともに、 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用 応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対 が必要である 定員総数並びに指定地域密着型サービスの種類ごとの量の見込 その算定に当たっての考え方を示すこと

ビスの提供が行われるよう、 ること。 その際、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護給付対象サー 地域の実情に応じた見込量を定め

者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に 認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居

指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合における係る必要利用定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型

見込み指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の

域密着型サービスである認知症対応型通所介護に限る。以下同時のである夜間対応型訪問介護に限る。以下同じ。)、夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。以下同じ。)、夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスの看類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

量の見込みに含めて見込むこと。 量の見込みに含めて見込むこと。 量の見込みに含めて見込むこと。 量の見込みに含めて見込むこと。 量の見込みに含めて見込むこと。 量の見込みに含めて見込むこと。 量の見込みに含めて見込むこと。 量の見込みに含めて見込むこと。 量の見込みに含めて見込むこと。 量の見込みに含めて見込むこと。

用定員の増加分は含まないものとする。の事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利係る必要利用定員総数には、指定介護療養型医療施設がこれら

見込み 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の

に当たっての考え方を示すことが必要である。サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定各年度における指定地域密着型サービス以外の介護給付対象

ことが必要である。

象サービスの量の見込み医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対

サービス(指定地域密着型サービスである複合型サービスに限ある小規模多機能型居宅介護に限る。以下同じ。)及び複合型

じ。)、小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスで

る。以下同じ。)の量の見込みを踏まえることが必要である。

見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこれ対象サービスの種類ごとの量の見込みとは別にサービスの量のに関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関の介護保険施震養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する主に介護を必要とする高齢者が利用している医療のの転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについてはへの転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこれが表サービスの種類の見込みについては、の転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、の転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、の転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、

生活介護の事業を行う施設等に転換する場合における当該転換に特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者なお、医療療養病床が認知症対応型共同生活介護、地域密着型

見込み「見込み」のうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の「スのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の「二」各年度における予防給付対象サービス(介護予防給付等対象サービ

量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示各年度における指定地域密着型介護予防サービスの種類ごとのイ 指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み

サービスが利用されるようにする観点から、日常生活圏域ごとにその際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防すこと。

た見込量を確保すること。 均衡のとれたサービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じ

の量の見込み
ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービス

の考え方を示すこと。の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たって指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービス

意すること。
訪問介護及び通所介護に係るものが総合事業に移行することに留訪問介護及び通所介護に係るものが総合事業に移行することに留えるとともに、第六期期間中に、予防給付対象サービスのうち、その際、指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを踏ま

3 各年度における地域支援事業の量の見込み

- 1つ易介、総介事等については、第7月月間ロコア方合力寸泉片を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。 各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込み

また、介護給付等対象サービスと同様、サービスの量の見込みをることに留意して、次のとおりとすること。ービスのうち、訪問介護及び通所介護に係るものが同事業に移行すこの場合、総合事業については、第六期期間中に予防給付対象サー

こと。
こと。
ためる際には、地域で作成した認知症ケアパスの勘案にも留意する定める際には、地域で作成した認知症ケアパスの勘案にも留意する。また、介護給付等対象サービスと同様、サービスの量の見込みを

総合事業の量の見込み

ガイドラインを参考にしながら、既存のサービス類型である介護

で定める必要利用定員総数には含めないものとする。伴うこれらの事業の利用定員の増加分については、この号1一イ

各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

 $(\underline{})$

スの量の見込み
「市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービ

、その算定に当たっての考え方を示すこと。着型介護予防サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの指定地域密

た見込量を確保すること。
均衡のとれたサービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じ
サービスが利用されるようにする観点から、日常生活圏域ごとに
その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防

の量の見込み
ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービス

その際、指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを踏まれています。 利用に関する意向等を把握した上で、種類ごとの量の見込みを定 実績を分析し、かつ評価し、要支援者の予防給付対象サービスの 実績を分析し、かつ評価し、要支援者の予防給付対象サービスの がるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。 かるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。 を定 がるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。 を定 がるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。 がるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。 がるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。 がるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

2 各年度における地域支援事業の量の見込み

えること。

定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込みを

と。
という。)については次のとおりとするこおいて「介護予防等事業」という。)については次のとおりとするこにあっては、介護予防・日常生活支援総合事業とする。以下この2になお、介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合

(一) 介護予防等事業対象者数の見込み

介護予防等事業に係る事業の量の見込みを定めるに当たっては、

なサービスの量をそれぞれ見込む必要がある。なお、多様なサービ こと スの典型例はガイドラインの中で示されているため、その内容も参 予防訪問介護等の専門的なサービスから、住民主体の支援まで多様 地域の資源なども踏まえ、 地域の実情に応じて見込む

ながりを通じて、 要素にバランスよく働きかけることが重要であり、 いては、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられること も含めた、 整及び地域づくり等により、 どの高齢者へのアプローチだけではなく ンの理念を踏まえて また、 包括的支援事業の事業量の見込み 活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調 参加することができる住民運営の通いの場が、 般介護予防事業の推進に当たっては、 バランスのとれたアプローチが重要である。市町村にお 充実していくような地域づくりを推進すること。 「心身機能」 高齢者を取り巻く環境へのアプロー 活動」 生活機能全体を向上させ 「参加」 リハビリテーショ 機能回復訓練な のそれぞれの 人と人との

生活支援・介護予防サービスについては るとともに、 体制整備事業のそれぞれごとに、事業内容や事業量の見込みを定め 密接に関わることから、 その際には、 包括的支援事業の実施に当たっては、 在宅医療・介護連携推進事業、 そのための算定に当たっての考え方を示すこと。 特に、 在宅医療・介護連携、 その内容に留意して考え方を示すこと。 認知症総合支援事業、 地域包括支援センターの 第一 認知症総合支援事業、 一の三の1の内容とも 生活支援

 \equiv 市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて定めることとさ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

ことができるように努めること。

高齢者やその家族が地域

において安心して日常生活を営む

項 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事 事

れた事項は、 ・項とする。

第二の

(5を除く)

)に掲げる事項のほか、

次に掲げる

当たっての考え方を示すこと。この場合においては、 介護予防等事業の対象者数の見込みを定めるとともに、その算定に 地域の実情に応じて定めること 別表第三を参

二次予防事業の対象者の把握

ある 早期に対応することをいう。 ーに紹介し、 を早期に把握し、 なるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し 介護予防等事業の実施に当たっては、 介護予防等事業を利用できるように導くことが重要で そのような高齢者を速やかに地域包括支援センタ)に係る事業の対象者の生活機能低 二次予防(要介護状態等と

低下した高齢者を早期に把握できるよう体制を整備することが望ま 認定非該当者等の把握、 護者及び要支援者を除く。 このためには、 各市町村においてすべての第一号被保険者(要介 関係機関からの連絡等により、 に対して実施される実態把握や要介護 生活機能

市町村介護保険事業計画の作成に関する任意記載事項

自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、 市町村 、護保険事業計画において地域の実情に応じて定めることとされた事項 一千十一年(平成二十三年)の介護保険法等の改正において 次に掲げる事項その他の別表第一の二に掲げる事項とする。 地域の

事業内容等について定めること。
必要な次の事項について、地域の実情に応じて計画に位置付け、その必要な次の事項について、地域の実情に応じて計画に位置付け、その地域包括ケアシステムの構築のため、今後重点的に取り組むことが

ることに留意すること。
踏まえた「まちづくり」の一環として行っていくことが求められていであり、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、地域の将来の姿をまた、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要

| 在宅医療・介護連携の推進

いて具体的に定めること。 介護連携に関する関係者間の連携を推進するための以下の取組につ 要がある。市町村は、 療機能の分化と併行して、 条の四第一項に規定する医療計画をいう。 併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、 おいて必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必 在宅医療・介護連携の推進により、 地域の医師会等の協力を得つつ、 市町村が主体となって、 医療ニーズ及び介護ニーズを 以下同じ。 医療計画(医療法第三 日常生活圏域に に基づく医 在宅医療•

在宅医療・介護連携に関する関係者の参画する会議の開催に関ビス事業者等の理解を高めるための情報の共有に関すること。関(以下「介護サービス事業者等」という。)のリスト又はマッ関(以下「介護サービス事業者等」という。)のリスト又はマッ関(以下「介護サービス事業者等」という。)のリスト又はマッ関(などのでででである。

等に対する相談支援に関すること地域包括支援センター、介護サービス事業者、介護支援専門員すること

ることが医療サービスの提供が可能となるような情報共有の支援に関すが医療サービスの提供が可能となるような情報共有の支援に関すが護サービス事業者等において、きめ細やかな介護サービス及

在宅医療・介護連携に関する研修会の実施に関すること

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者のニーズに応じて二

に関すること
地域住民に対する在宅医療・介護連携に関する事項の普及啓発十四時間三百六十五日対応できる体制の構築に関すること

27

めること。 的な計画(事業内容) 等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等 状況を示すとともに、 市町村は、認知症である者を地域で支えるために必要な早期診断 実施 (配置) 予定数 以下の取組について 受講予定人数等)を定 各年度における具体

認知症初期集中支援チームの設置

認知症地域支援推進員の設置

認知症ケアの向上のための取組

朩 市民後見人の育成、 支援組織の体制整備

とその家族 認知症サポーターの養成と普及その他市町村が行う認知症の人 への支援に関する取組

おり、 物・調理・掃除などの家事支援などの生活支援の必要性が増加して 加に伴い、 る生活支援・介護予防サービスの内容について具体的に記載するこ る N P O とを定めるとともに 組を進めるコーディネート機能の充実や 団塊の世代が高齢化していくことから高齢者の社会参加を通じて ビスを提供していくことが期待される。また、 元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される このため 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 単身又は夫婦のみの高齢者世帯など支援を必要とする高齢 地域の実情に応じて、 地域サロンの開催、見守り・安否確認、 民間企業、 生活支援・介護予防サービスの充実のために以下の 協同組合、 ガイドラインを参照しながら 多様な主体が生活支援・介護予防サー ボランティアなど多様な主体によ 協議体の設置を進めるこ 社会参加意欲の強 外出支援、 今後充実を図 潜の増 買い

る資源開発 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し 支援の場につなげ

活動主体等のネットワークの構築

支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチン

れるため、 や市町村の一般財源等を適切に組み合わせて実施することが想定さ ること。 これらの取組に当たっては既存事業も活用しつつ、 幅広い視点から取組を整理した上で記載するように留意 地域支援事業

(四) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

28

提供される前提となる。れた生活が実現されることが、保健・医療・介護などのサービスがつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保さい、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保さい、 か域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かはまいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地

のための方策 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保 護を受けることが困難な者を入所させ、 常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽費老人ホームに 導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホーム が自立した日常生活を営み、 活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、 者であって、 また、今後、 無料又は低額な料金で 地域の実情に応じて、 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養 生活困窮者や社会的に孤立する高齢者など多様な生 老人を入所させ、 社会的活動に参加するために必要な指 サービス量の見込みを定めること 養護するとともに、 食事の提供その 六十五歳以上 その者 日

2

ごとの見込量の確保のための方策を定めること。業を行う者の確保に関することなど、介護給付等対象サービスの種類市町村介護保険事業計画においては、介護給付等対象サービスの事

5°。切に行う等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要であ切に行う等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要であ事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適この場合においては、次の点に留意して介護給付等対象サービスの

関係者の意見の反映

務の適切な運営を図るため、指定地域密着型サービス事業者及び指サービス(以下「指定地域密着型サービス等」という。)に係る事市町村は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防

のための方策
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保

1

介護給付対象サー

・ビス

(介護給付に係る介護給付等対象サー

・ビスを

な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。
する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等多様で、の場合においては、介護給付対象サービスの事業を行う意向をごとの見込量の確保のための方策を定めることが必要である。
まを行う者の確保に関することなど、介護給付対象サービスの種類業を行う者の確保に関することなど、介護給付対象サービスの種類で、以下同じ。)の種類ごとの見込量の確保のための方策

に指定地域密着型サービスの当該市町村における指定基準及び介護るため、指定地域密着型サービス事業者の指定及び指定の拒否並び市町村は、指定地域密着型サービスに係る事務の適切な運営を図

(三)

えを講ずるよう努めなければならないこと等とされていることを踏まを講ずるよう努めなければならないこと等とされていることを踏ま護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるために必要な措置に指定地域密着型サービス等の当該市町村における指定基準及び介定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定の拒否並び

公募による事業者の指定

(__)

居宅介護及び複合型サービス(以下この二及び2において「定期巡居宅介護及び複合型サービス(以下この二及び2において「定期巡居を介護及び複合型サービス(以下この二及び2において「定期巡居を介護及び複合型サービス(以下この二及び2において「定期巡居を介護及び複合型サービス(以下この二及び2において「定期巡居を介護及び複合型サービス(以下この二及び2において「定期巡話でがあるとおができる。

また、ナービスの質の産品及が向上を図るため、お丁寸は、公事した趣旨に則って公募指定や協議を行うことが必要である。抑制を目的としたものではないことから、市町村においては、こう護等の普及と質の向上を図るために設けられたものであり、参入のなお、この公募指定や協議は、定期巡回・随時対応型訪問介護看

基準を設けることが必要である。指定を行う際は、公平かつ公正な選考を行う観点から、適正な選考また、サービスの質の確保及び向上を図るため、市町村は、公募

酬の独自設定

市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限と

行うことができるようになるところである。ために特に必要があると認めるときは、公募により事業者の指定を着型サービスについて、市町村がその見込量の確保及び質の向上の護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定める地域密、おお、平成二十四年四月以降、定期巡回・随時対応型訪問介護看

なる。
生労働省令で定める居宅サービスの指定を行うことができるように生労働省令で定める居宅サービスの指定を行うことができるように市町村と協議をして、都道府県が、訪問介護、通所介護その他の厚めに必要があると認めるときは、一定の条件が満たされていれば、また、市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のたまた、市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のたまた。

趣旨に則って公募指定や協議を行うことが必要である。を目的としたものではないことから、市町村においては、こうした介護看護等の普及を図るために設けられたものであり、参入の抑制なお、この公募指定や市町村協議は、定期巡回・随時対応型訪問要な事業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必

基準を設けることが必要である。指定を行う際は、公平かつ公正な選考を行う観点から、適正な選考をた、サービスの質の確保及び向上を図るため、市町村は、公募

要な事業者の参入を確保するため工夫していくことが重要である。 して、 市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用も併せ、必て、指定地域密着型サービス等の介護報酬を独自に設定できる。

3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確

一生なるできる 十五条の四十五第三項各号に掲げる事業をいう。 各年度における総合事業、 地域支援事業に要する費用の 包括的支援事業及び任意事業(法第百 額 以下同じ。

れぞれに要する費用の額を定めること。

予防給付対象サービス(予防給付に係る介護給付等対象サー 以下同じ。 の種類ごとの見込量の確保のための方策 ビスを

業を行う者の確保に関することなど、 ごとの見込量の確保のための方策を定めること。 に努めた上で、 進する方策の工夫を図ること。 市町村介護保険事業計画においては、 予防給付対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握 情報の提供を適切に行う等が 予防給付対象サービスの種類 予防給付対象サービスの 多様な事業者の参入を この場合におい

学識経験者、保健医療関係者、 せるために必要な措置を講ずること等とされていることを踏まえ おける指定基準及び介護報酬の設定に際し、 び指定拒否並びに指定地域密着型介護予防サービスの当該市町村に 運営を図るため、 給付等サービス利用者、 (会を設置するなどの措置を講じること。 市町村は、指定地域密着型介護予防サービスに係る事務の適切な 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及 費用負担関係者等の関係者の協力を得て委 福祉関係者、 被保険者代表者、 関係者の意見を反映さ 介護

計画作成委員会等を活用しても差し支えない この場合においては、 事務を効率的に処理するため介護保険事業

2 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確 を独自に設定できるところである。市町村は、 算定した額を上限として、 の方策について工夫していくことが重要である。 こうした仕組みの活用も併せ、必要な事業者の参入を確保するため 平成二十四年四月以降、厚生労働大臣が定める基準により 地域密着型介護予防サービスの介護報酬 地域の実情に応じ

地域支援事業に要する費用の額

保のための方策等

護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村にあっては、 百十五条の四十五第 っては、介護予防・日常生活支援総合事業) 任意事業(同条第三項各号に掲げる事業をいう。 防事業(介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村にあ 各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額並びに介護 項第三号から第五号までに掲げる事業) 包括的支援事業 以下同じ。 及び 法第

の種類ごとの見込量確保のための方策活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生

も参考にし、 なサービスの 込量の確保のための方策を定めること。 保に関することなど 訪問型サービス等の総合事業については、 総合事業については 地域において 包括的支援事業の生活支援体制整備事業を充分活用し 提供体制を確立することが重要であり、 訪問型サービス等の総合事業の種類ごとの見 訪問型サービス等の総合事業を行う者の確 N P O やボランティア 多様な主体による多様 地縁組織等の ガイドライン

等に努めること

二 地域支援事業の見込量の確保のための方策れぞれに要する費用の額を定めること。

地域支援事業を行う意向を有する事業者の把握及び適切な情報提供の見込量の確保のための方策を定めること。この場合においては、地域支援事業を行う者の確保に関することなど、事業の種類ごと

(三)**|** 地 |域

動を支援していくことが必要である。

施運営、その公正性及び中立性の確保及び人材の確保が図られるよ 等で構成される運営協議会の意見を踏まえ、 地域包括支援センターは、 める民生委員 分に踏まえる必要がある。 域において一体的かつ包括的に担う中核拠点であるという性格を十 などの包括的かつ継続的なケアマネジメントの支援の四事業を 護保険サービス以外の地域の様々な関係機関と連携する体制の整備 含む権利擁護のために必要な援助 な相談及び支援、 給付等対象サービス 付対象サービス及び介護予防事業に係るケアマネジメント、 地域包括支援センターの設置及び適切な運営 ンティアその他の関係者との連携に努めなければならない。 市町村は、 医療機関 その他の各般のサービスに関する高齢者や家族に対する総合的 包括的支援事業の効果的な実施のために、 地域包括支援センターの運営に当たっては、 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号) 高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボラ ③高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見を それ以外の保健医療サービス及び福祉サー このため 地域の介護サー ④支援困難ケースへの対応や 地域包括支援センターの設置 ・ビス事業者等、 その四事業の適切な実 介護サービス事業 関係団体 ① 子 防 ②介護 また、

(四)

保健福祉事業に関する事項

村が明示することが必要である。

うにすることが必要である。

なお、

包括的支援事業の委託に当たっては

その実施方針を市町

第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町

 $(\underline{\Xi})$ 及び評価 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検

施による要介護状態等への移行の程度、予防給付及び総合事業の市町村は、各年度において、総合事業(一般介護予防事業)の 施による要介護二以上への移行の程度等の達成状況を分析し、 評価することが必要である。 かつ 実 実

である。 この評価については、 ガイドラインを踏まえ取り組むことが重要

(四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価

市町村は、 定期的に調査 個々の事業評価とともに、 分析及び評価をするよう努めなければならない 総合事業の実施状況につい

要であること 評価・検討を行い 体的にはガイドラインを参考にしながら、 次期計画期間 への取組に反映することが重 関係者間 で議論しつ

介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るため

護給付等対象サービス

象サービス(指定居宅サービス、 定居宅介護支援等の事業を行う者に関する情報の提供のための体制 画又は介護予防サービス計画を作成することができるよう、 この一において同じ。)の事業を行う者又は居宅における医療を提 指定居宅介護支援等」という。 収は介護予防サービス計画を作成することができるよう、介護給する医療機関その他の関係者と連携して、適切な居宅サービス計 等対象サービスの事業 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援 介護給付等対象サービスの事業 ビス及び 指定地域密着型介護予防サービスに限る。 居宅における医療を提供する事業又は指 の事業を行う者が、 指定介護予防サービス、 居宅における医療を提供 (以下この 介護給付等対 において 指定地 以下 域

> 村にあっては、 その事業内容等について定めることが望まし

及び評価 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検

(五)

事業) 評価することが必要である。 支援総合事業を行う場合にあっては、 による要介護二以上への移行の程度等の達成状況を分析し、 町村は、 の実施による要介護状態等への移行の程度、予防給付の実施 各年度において、 介護予防事業 介護予防・日常生活支援総合 (介護予防・日常生活 かつ、

が重要である。 平成二十四年厚生労働省告示第八十六号))を踏まえ取り組むこと 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針 六号) 1滑な実施を図るための指針 この評価については、 (介護予防・ 日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、 厚生労働大臣が別に定める介護予防事業の (平成十八年厚生労働省告示第三百十

3 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

供を図るための事業に関する事項を定めること。 情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業、 密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の 情報の提供のための体制の整備、 密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者に関する 画を作成することができるよう、 の連携の確保に関する事業その他の介護給付対象サービスの円滑 域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間 域密着型サービスの事業を行う者と連携して、適切な居宅サービス計 指定居宅介護支援の事業を行う者が、 指定居宅サー 指定居宅サー 指定居宅サー ビスの事業、 ビスの事業、 ビス又は指定地 指定地域 指定地域 指定地

事項を定めること。の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する換のための体制の整備等の相互間の連携の確保に関する事業その他する事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者相互間の情報の交

の整備に関する事項を盛り込むこと。て、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策とし

数の目標を定めることが望ましい。向上を図るため、介護相談員派遣等事業について、受け入れ事業者また、利用者の疑問や不満、不安を解消し、介護サービスの質の

に関する事項を盛り込むこと。情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、

事業に関する事項
・予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための

介護予防サービスの事業、 防支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、 護予防サービス計画を作成することができるよう、 滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。 の整備等の指定介護予防サービスの事業、 ビスの事業、 定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者と連携して、 活支援総合事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定める 防・日常生活支援総合事業を実施する市町村においては、 に応じて、 2指定介護予防支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制 ビスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の 指定介護予防支援の事業を行う者が、指定介護予防サー 2関する事業その他の予防給付対象サービス及び地域支援事業の 多様な人材や社会資源を有効に活用した介護予防・日常生 指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予 指定地域密着型介護予防サービスの事業マ 指定地域密着型介護予防 指定介護予防サ なお、 地域の実情 ビス又は指 適切な 介護予 指

(二) 総合事業

事業に関する事項を定めること。

事業に関する事項を定めること。

小護支援専門員や地域包括支援センターなど個別のケアマネジメ介護支援専門員や地域包括支援センターなど個別のケアマネジメ介護支援専門員や地域包括支援センターなど個別のケアマネジメ

込むこと。
「込むこと。」
「おいながら、それぞれの者の連携体制の整備に関する事項を盛り、
「おいながら、それぞれの者の連携体制の整備に関する事項を盛り、
「「業の多様な担い手に対して、情報の提供並びに相談及び援助を適切 一、総合事業の効果的な提供体制を構築していく方策として、総合事

地域住民に対して果たす役割について定めること。地域包括支援センターの設置及び運営に関する目標や地域課題・三地域包括支援センターの設置及び適切な運営

ら、複合的に機能強化を図っていくことが必要である。強化、③PDCAの充実による効果的な運営の継続、という観点か員配置、②センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携現状と課題を適切に把握するとともに、①業務量に応じた適切な人なお、運営に関して市町村においては、地域包括支援センターの

*し、業務量に見合った人員体制を確保すること。 ①については、担当する高齢者人口や相談件数、運営方針等を勘

政との役割分担を明確化すること。れぞれのセンターごとに工夫して提示することが効果的であり、行のについては、委託型センター等に対する運営方針について、そ

行い、効果的・効率的な運営体制を構築すること。センターの後方支援を担う機能強化型のセンターの位置づけなどをたすセンターや、特定の分野(認知症等)の機能を強化し、近隣のまた、センター間の総合調整や後方支援等を担う基幹的役割を果また、センター間の総合調整や後方支援等を担う基幹的役割を果また、センター間の総合調整や

、センターの運営に対して適切に評価を行うことが重要である。 においては、運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い施する事業の質の向上に努めることが必要であるとともに、市町村施する事業の質の向上に努めることが必要であるとともに、市町村多一は自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、その実別については、継続的に安定した事業実施につなげるため、セン

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等との連携が重要とともに、今後、認知症施策、在宅医療・介護の連携に係る施策、相談を受け、適切な機関につなぐ等の対応を行う体制を整備す④その他、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じた場合

実施者とセンターとの連携体制を構築すること。であることから、これらの事業を効果的に推進するため、当該事業

| 地域包括・アンストーク構造に向けては、医療、トラーではの情報に関する事項 | 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表

6_ 市町村独自事業に関する事項

保健福祉事業に関する事項

) にあっては、その事業内容等について定めることが望ましい。 第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町村

| | 市町村特別給付に関する事項

方策等を定めることが望ましい。との量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のためのとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ご市町村特別給付を行う市町村にあっては、地域の特色に応じて、

介護給付の適正化に関する事項

7

事業あるいはその他介護給付の適正化に資する事業内容を定めること医療情報との突合」及び「介護給付費通知」といったいわゆる主要5に関する指針に掲げる「要介護認定の適正化(認定調査状況チェックに関する指針に掲げる「要介護認定の適正化(認定調査状況チェックに関する指針に掲げる「要介護認定の適正化(認定調査状況チェックに関する指針に掲げる「要介護認定の適正化(認定調査状況チェックに関する指針に掲げる「要介護認定の適正化(認定調査状況チェックに関する指針に関するべき保険者機能の一環として自ら主体的あり、保険者が有機能の一環として自ら主体的あり、保険者が有限者が表現している。

道府県を通じて国保連合会への委託も検討すること。
業を優先して実施し、それでもなお実施が難しい場合にあっては、都及び介護給付の適正化を進める上で効果的と考える適正化事業の三事保険制度の要である介護支援専門員を支援する「ケアプランの点検」用的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」「介護用的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」「介護をしているのでは、費

また、市町村は、都道府県介護給付適正化計画の策定に当たって取

5 市町村特別給付に関する事項

を定めることが望ましい。 量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの市町村特別給付を行う市町村にあっては、地域の特色に応じて、各

都道府県の策定する介護給付適正化計画の内容を十分に踏まえたもの 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

でした。

にあっては、その事業内容等について定めることが望ましい。 また、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町

を実施すること。 組目標等の意見交換を行うとともに、その計画内容を十分踏まえ事業

対応を行うことができる体制整備並びに市町村として講ずる支援措置者、住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

設等への転換を推進しつつ、 いることに留意すること 平成二十九年度末まで転換期限を延長し 引き続き、

指定介護療養型医療施設については、 老人保健施

に関する事項を盛り込むこと。

都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 基本理念、 達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明

とともに、 市町村への支援内容が明確にされた都道府県介護保険事業支援計画を 括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、 作成すること。 及び二の趣旨に沿った基本理念を定め、 介護保険制度の基本的理念及び広域的な調整を行う役割を踏まえる (テム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す地域包 達成しようとする目的及び

平成三十七年度の推計及び第六期の目標

地域包括ケアシステムの構築を進めるため た日常生活を営むことができるよう、 な支援を行うとともに 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立し 市町村が行う推計を踏まえながら地域包括ケ 広域的な観点から地域における 管内市町村に対する様々

> 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患 住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談へ

交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業 て講ずる支援措置に関する事項を盛り込むことが必要である。 この場合においては 介護施設整備法第五条に規定する市町村へ (T)

の対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに市町村とし

介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事 活用方策を示すこと

各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取り組む事項として選択し 自立した日常生活の支援のために必要な事項を、 支援に関する事項、 必要な、①認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の 係る施策との連携に関する事項、 て計画に位置づけ、 地域包括ケアシステムの実現のため、今後重点的に取り組むことが その事業内容等について定めることが望ましい ②医療との連携に関する事項、 ④その他の被保険者の地域における 地域の実情に応じて ③高齢者の居住に

では、1度である。 必要である。 ための中長期的視点に立った都道府県介護保険事業支援計画の策定がための中長期的視点に立った都道府県介護保険事業支援計画の策定がアシステムを支える人材の確保、資質の向上などの取り組みを進める

|「定めること。| このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の実情に応じ

平成三十七年度の介護人材等の推計

第六期の目標

り目指す目標を定めること。期の位置づけを明らかにするとともに、第六期の具体的な施策によ括ケアシステム構築に向けた段階的な取組方針及びその中での第六括道府県は、一で示した平成三十七年度の推計を踏まえ、地域包

こと。地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案する地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方向性を勘案するその際には、都道府県における地域的条件や管内市町村が目指す

施設における生活環境の改善

いては、法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準(都道府県介入所定員。以下この三において同じ。)の合計数が占める割合につ、これに対する支援が行われる施設の場合にあっては、当該一部の員(施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ員(施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定都道府県は、平成三十七年度の地域密着型介護老人福祉施設及び

量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準をいう。三の2のご において同じ。 護保険事業支援計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの 、福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちの ーセント以上)とすることを目標として定めること。 ニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、)五十パーセント以上(そのうち地域密着型介護老

3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備

整備を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用 している要介護者等をはじめ被保険者の意見を反映すること。 都道府県介護保険事業支援計画を作成するに当たっては、 次の体制

画作成委員会等の開催の経緯、市町村との連携の状況等を都道府県介 護保険事業支援計画に示すこと。 関係部局相互間の連携の状況、 都道府県介護保険事業支援計

都道府県関係部局相互間の連携

問題意識を共有し、 ともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り 育担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備すると 当部局、住宅担当部局、 介護保険担当部局は、民生担当部局、 協力して必要な施策に取り組むよう努めること 地域振興担当部局、農林水産担当部局、 保健医療担当部局、労働担

都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催 介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て

地

域の実情に応じたものとすることが求められる。 このため、 学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者

■ 効率的に処理するため、 援計画作成委員会等を開催すること。この場合においては、事務を ら都道府県の判断により参加者を選定し、 代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の中か 既存の審議会等を活用しても差し支えない 都道府県介護保険事業支

他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮する なお、 都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、その

市町村との連携

技術的事項について必要な助言をすることにより、 都道府県は、 市町村に対し、 市町村介護保険事業計画の作成上の 介護給付等対象

役割を有していることから、都道府県介護保険事業支援計画を作成 サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る する過程では、市町村と意見を交換すること

要な市町村に対する支援を行うことが望ましい 設置する等の老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図るために必 作成に関する指針を定めるとともに、 老人福祉圏域ごとに市町村相互間の連絡調整を行う機関を 都道府県は 地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画 保健所、 福祉事務所等を活

象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められる 村による広域的取組に協力することが望ましい。 ことに鑑み、 小規模な市町村等については、 都道府県は、 老人福祉圏域等を勘案して、 地域における介護給付等対 複数の市町

要介護者等の実態把握

4

めること。 象サービスの利用の状況等を老人福祉圏域ごと及び都道府県全域で定 の定員数、 都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口構造 要介護者等の数、介護給付等対象サービスを提供するための施設 介護給付等対象サービスに従事する者の数、 介護給付等対 被保険者

る介護給付等対象サー この場合においては ・ビスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこ 都道府県介護保険事業支援計画作成時におけ

来的な人口構造、 。以下同じ。 人福祉法第二十条の八第一項に規定する都道府県老人福祉計画をいう この結果を第六期介護保険事業支援計画の作成に活用すること。 さらに、 第五期都道府県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画 市町村介護保険事業計画を基礎として、 の作成又は推進に係る課題を分析し、 被保険者数、 かつ、 評価し

及び都道府県全域で定めること。

町村に提供するとともに、 入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険 施設などへの転換の予定等に関する調査を行い、 は介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、 における長期入院患者の実態の把握を含む。 都道府県は、 介護老人保健施設等の利用者に関する調査 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又 市町村が日常生活圏域ニーズ調査等や病院)を行う場合において その調査の結果を市 (病院及び診療 療養病床に

を含め、積極的に協力すること。は、その調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整

老人福祉圏域の設定

一般によりでは、一般によりであること。一般によりである。一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般にのから<li

をいう。)と整合性が取れたものとすること。

「護総合確保法第四条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域ので、大きのででは、大きののででは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのとすること。

「本いう。」と整合性が取れたものとすること。

「本いう。」と整合性が取れたものとすること。

「本いう。」と整合性が取れたものとすること。

「本いう。」と整合性が取れたものとすること。

「本いう。」と整合性が取れたものとすること。

他の計画との関係

ものとして作成され 県計画をいう。) 生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条に規定する都道府 る法律(昭和五十七年法律第八十号。以下 害福祉計画 定する都道府県地域福祉支援計画をいう。 れたものとし、都道府県地域福祉支援計画 の規定による計画であって要介護者等の保健、 する都道府県健康増進計画をいう。 関する事項を定めるものと調和が保たれたものとすること。 都道府県介護保険事業支援計画は、 第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。 都道府県医療費適正化計画 都道府県健康増進計画 又は都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律 都道府県計画及び医療計画との整合性が確保さ (健康増進法第八条第一項に規定 都道府県老人福祉計画と一 都道府県住生活基本計画(住 (高齢者の医療の確保に関す 以下同じ。 「高齢者医療確保法」とい (社会福祉法第百八条に 医療、 福祉又は居住に 都道府県 体の

都道府県老人福祉計画との一体性

対する介護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に都道府県老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及

て作成されるものである。

て作成されるものである。

で作成されるものである。

などのでは、独り暮らしの老人の生活の知症等の予防のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象と対策のためのサービスの提供等も含め、地域における老人の生活の対して実施される介護予防の取組、認域住民等による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認

都道府県計画との整合性

ることが重要である。 宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保すに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、高度急性期から在に地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するととも

_画との整合性を図るものとすること。 このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県計

一 医療計画との整合性

ことに留意すること。

「とに留意すること。

「とに留意すること。

「とに留意すること。

「とに留意すること。

「であることが求められるとされている。

「のがア体制を計画的に整備するため、この指針及び都道府県介護保の確保に関する事項を定めるに当たり、介護サービスも含めた地域の確保に関する事項を定めるに当たり、介護サービスも含めた地域の確保に関する基本方針(平医療計画については、医療提供体制の確保に関する基本方針(平

療構想とも整合性をとれたものとすること。なお、都道府県が、今後、医療計画の一部として策定する地域医

都道府県地域福祉支援計画との調和

である。
ことによって、要介護者等の生活全般の課題を解決することが重要と地域における様々な主体によるサービスを重層的に組み合わせる外護給付等対象サービス及び地域支援事業などの公的なサービス

域福祉支援計画と調和が保たれたものとすること。いて様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる都道府県地にのため、都道府県介護保険事業支援計画については、地域にお

五 都道府県障害福祉計画との調和

ており、高齢の障害者が地域生活へ移行し、又は地域生活を維持及援の観点から、精神科病院から地域生活への移行を進めることとし都道府県障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の自立支

び継続するため、介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供し ていくことも重要である

地域生活への移行に係る成果目標等との調和が保たれたものとする都道府県障害福祉計画における高齢者を含む入院中の精神障害者の こと こうした観点から、 都道府県介護保険事業支援計画については、

都道府県医療費適正化計画との調和

係るサービスの量の増加を踏まえたサービスの量の見込みとするこ 転換の意向等を勘案して、 の量の見込みを定めるに当たっては、 都道府県介護保険事業支援計画において介護給付等対象サービス 療養病床から転換する介護保険施設等に 療養病床を有する医療機関の

(七) すること。か 具体的な支援措置を講ずることが望ましいとされていることに留意 同じ。)において、 確保法第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針をいう。以下 を延長しているところであり、 保健施設等への転換を推進しつつ、平成二十九年度末まで転換期限 なお、指定介護療養型医療施設については、引き続き、 都道府県は、転換に関する相談窓口の設置など 医療費適正化基本方針(高齢者医療 . 介護老人

都道府県健康増進計画との調和

や悪化の防止を図ることは、重要である。 少子高齢化が進む中で、 健康寿命を延伸し 要介護状態等の予防

八 都道府県住生活基本計画 こりりつ を定める都道府県健康増進計画との調和に配慮すること。 を定める都道府県健康増進計画との調和に配慮すること。 健康に焦点を当てた取組など住民の健康の増進の推進に関する施策 このため、 都道府県介護保険事業支援計画については、 高齢者の

暮らせる住まいと日常生活の支援や介護給付等対象サービス等の一 ・的な供給が要請されている。 単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、高齢者が安心して

める都道府県住生活基本計画と調和が保たれたものとすること。 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項を定 こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、

た日常生活を営むことができるよう 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立 介護給付等対象サービス等

都道府県高齢者居住安定確保計画との調和

介護保険事業支援計画については、高齢者に対する賃貸住宅及び老 包括的に推進することが重要である。こうした観点から、都道府県 に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ と調和が保たれたものとすること ホームの供給の目標等を定める都道府県高齢者居住安定確保計画

ることに留意し、 目標を都道府県高齢者居住安定確保計画に反映することが可能であ 福祉人材確保指針を踏まえた取組 保計画との調和を図るに当たっては、市町村にも配慮すること 地域のニーズを的確に把握した計画の策定を検討すること。 市町村との協議により、地域の実情に応じた市町村別の供給 都道府県介護保険事業支援計画と都道府県高齢者居住安定 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標につ ・・ Jun 1314 として 10 でにいます。 市町村から協議があった場合には、その求めに応

一を明確にすること。 魅力ある職業として認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニー 護人材確保策を定めるにあたっては、福祉・介護サービスの仕事が こうした観点から、 、材確保指針を踏まえ、 に対応できる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉 介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能していくため 福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要である 都道府県介護保険事業支援計画において、 地域の実情に応じ 重点的に取り組む事項

-) | -) | その他 管理の改善の促進、能力の開発及び向上を図るために講じようとす 都道府県介護保険事業支援計画において 管理改善や能力開発をすることが重要である。こうした観点から、 る施策の基本となるべき事項を踏まえること。 に当たっては、 して働くことができるようにすること等のため、 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組 介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその能力を発揮 介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用 介護人材確保策を定める 介護労働者の雇用

することが必要である。 (から平成二十九年度までを期間として、 第六期都道府県介護保険事業支援計画については、平成二十七年 都道府県介護保険事業支援計画は、 三年を一期として作成する。 平成二十六年度中に作成

計画期間と作成の時期

「邪道守長は、邪道守長上雙R食事奠と爰十記」、公表と地域包括ケアシステムの普及啓発」

と。 遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表するこ遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表するこ都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、

めの普及啓発を図ること。

広く地域の関係者の理解を広げ、多様かつ積極的な取組を進めるた
指す方向や市町村に対する都道府県としての支援内容について、幅
指す方向や市町村に対する都道府県としての支援内容について、幅
は民に対し、管内各市町村が構築する地域包括ケアシステムの目
域住民に対し、管内各市町村が構築する地域包括ケアシステムの目
また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民

三 達成状況の点検及び評価

府県介護保険事業支援計画の達成状況を分析し、かつ、評価するたけ常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の都道の強合においては、高齢者への自立支援の効果、地域におけるの達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施すること。都道府県介護保険事業支援計画については、各年度において、そ

次に掲げる事項とする。
都道府県介護保険事業支援計画において定めることとされた事項は、
都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項
めの項目を設定する等の工夫を図ること。

三

1 老人福祉圏域

況等を定めること。 第三の一の5を踏まえた老人福祉圏域の範囲、各老人福祉圏域の状

込いこと。 あるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛りあるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り、この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要が

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

」という。)に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必祉施設入所者生活介護(以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉圏域ごとの介護専用型特定施設における特定施設入居者生活市町村が推計した見込み等を基に各年度における都道府県全域及び

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み1 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の

種類ごとの必要入所定員総数(指定介護療養型医療施設にあっては、者生活介護等」という。)に係る必要利用定員総数、介護保険施設の型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「介護専用型特定施設入居設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着設入居者生活介護及び地域密着老人福祉圏域ごとに、各年度の介護専用型特定施設における特定施

要入所定員総数(指定介護療養型医療施設にあっては、 定に当たっての考え方を示すこと。 療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数)並びに介護給 付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、 当該指-その算 定介護

生活介護をいう。以下同じ。)の必要利用定員総数を定めることがで という。)に入居している要介護者について行われる特定施設入居者 介護(介護専用型特定施設以外の特定施設(以下「混合型特定施設」 その際、 老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活

需要を的確に把握し 入居者生活介護についても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえてを構築する観点から、有料老人ホーム等において提供される特定施設 用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるような環境この場合、多様な経営主体によるサービスの提供体制を確保し、利 ようにすること。 地域の実情に即した適切なサービス量を見込む

すこと。 都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、 、ホームの必要入所定員総数の調整を行った場合は、 さらに、大都市部において、 他の老人福祉圏域との間で特別養護老 調整の考え方を その調整内容を

たことにはならないよう、計画の実行には十分な配慮をすること。 族や地域と切り離されて他の都道府県の施設に入所させられるとい 都道府県の区域を越えて必要入所定員総数の調整を行った場合は、 る特別養護老人ホームへの入所必要人数を双方の都道府県が把握し が強いなど特別な事情により、 なお、介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総 提であり、 調整の考え方を示すこと。 の都道府県介護保険事業支援計画にその調整内容を定めるととも 加えて大都市部において、 重度の要介護状態となったら本人の意思にかかわらず この場合、入居者本人の意思の尊重が大 地域コミュニティや自治体間のつながり 他の都道府県内の要介護被保険者に係 つ家

> その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるとともに、そ 当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数) の算定に当たっての考え方を示すこと。

護(介護専用型特定施設以外の特定施設(以下「混合型特定施設」とまた、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入居者生活介 活介護をいう。 いう。)に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生 以下同じ。)の必要利用定員総数を定めることができ

する。 数及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、指定介護療養型医 ける当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものと 護保険施設(指定介護療養型医療施設を除く。)に転換する場合にお 療施設が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供する施設又は介 介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総

指定介護療養型医療施設を除く。)に転換する場合における当該転

者生活介護等を提供する施設、混合型特定施設又は介護保険施設(医療療養病床及び指定介護療養型医療施設が介護専用型特定施設入

(混合型特定施設の必要利用定員総数を定めた場合は、その必要利

及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には

に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。

居者生活介護等を提供する施設、

用定員総数を含む。

付対象サービスの種類ごとの量の見込みに含めて定めること。と療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、介護給護給付対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する保険事業支援計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とに係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護に係る介護給付対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護また、各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分

3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整

 介護給付等対象サービス(指定地域密着型サービス及び指定地域密 の過数の均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮すること。
 介護給付等対象サービスの量の均衡等に配慮すること。

介護給付等対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険* 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

介護給付対象サービスの量の見込み2 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る

を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。対象サービスの種類ごとの量の見込みとは別にサービスの量の見込み対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付業支援計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高業支援計画を作成しようとするときにおける主に介護を必要とする高業支援計画を作成しようとするとさに、都道府県介護保険事介護給付対象サービスの量の見込みについては、都道府県介護保険事介護給付対象サービスの量の見込みとは別にサービスの量の見込みとは別に対している。

また、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める数及び必要入所定員総数には含めないものとする。用定員又は入所定員の増加分については、1で定める必要利用定員総する施設又は介護保険施設に転換する場合における当該転換に伴う利なお、医療療養病床が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供

用定員総数には含めないものとする。ける当該転換に伴う利用定員の増加分については、1で定める必要利場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合におまた、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める

老人福祉圏域を単位とする広域的調整

市町村介護保険事業計画との整合性の確保

医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象

おける数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整すること。に都道府県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画に事業計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更

| 「新道所県介護保険事業支援計画の任意記載事項

事項とする。 ととされた事項は、一(5を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げるととされた事項は、一(5を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる都道府県介護保険事業支援計画において地域の実情に応じて定めるこ

1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項

て定めること。
- 大支援として取り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等についあ支援として取り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等につい進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進

業の推進に関する支援策も併せて定めること。との推進に関する支援策も併せて定めること。との自立支援に資する包括的かつ継続的な支援のための地域ケア会議のその際、専門職の派遣や好事例の情報提供など市町村が行う高齢者

ることに留意すること。
踏まえた「まちづくり」の一環として行っていくことが求められていであり、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、地域の将来の姿をであり、今後、医療及び介護の提供体制の整備を、地域の将来の姿をまた、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことが必要

一 在宅医療・介護連携の推進

、在宅医療提供体制の基盤整備を推進すること。分担について、医療計画を推進していく中で改めて明確にした上で在宅医療の提供体制の充実に係る都道府県と市町村の連携と役割

するよう、都道府県は、市町村と調整すること。集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域でサービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画における

一致するよう、都道府県は、市町村と調整すること。域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値とける数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画におまた、医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付また、医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付

三の二 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する任意記載事項

とする。とする。とすの世の別表第四の二に掲げる事項とされた事項は、次に掲げる事項をされた事項は、次に掲げる事項をされた事項は、次に掲げる事項をされた事項は、次に掲げる事項をされた事項は、次に掲げる事項をされた事項は、次において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、都の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、都工千十一年(平成二十三年)の介護保険法等の改正において、地域

「 部 首 守 杲 は 、 以 下 一 認 知 症 施 策 の 推 進

数等)を定めること。 おける具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人がける具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人都道府県は、以下の取組について、認知症施策に関する各年度に

■全体の計画を示し、必要に応じて、市町村への支援策を定めること 全体の計画を示し、必要に応じて、市町村の取組も含めた都道府県 また、第二の三の1の二に掲げる市町村の取組も含めた都道府県

療体制の構築に係る指針に留意すること。 なお、早期診断を行う医療機関の整備については、精神疾患の医

早期診断を行う医療機関の整備

の研修の実施
かかりつけ医・病院従事者に対する認知症対応力向上のため

若年性認知症施策の実施認知症サポート医の養成

症介護実践リーダー及び認知症介護指導者)認知症ケアに携わる介護人材の育成(認知症介護実践者、認知

市民後見人の育成、支援組織の体制整備

人とその家族への支援に関する取組認知症サポーターの養成と普及その他都道府県が行う認知症の

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

と。
と
の
における日常生活支援の充実に関する市町村への支援策を定めるこにおける日常生活支援の充実に関する市町村への支援策を定めることめ取組を進めるコーディネート機能の充実に関すること等、地域を出て

ウムや研修会の開催、生活支援・介護予防サービスを担う者のネッランティア・民間事業者等を対象とした普及啓発のためのシンポジを推進する生活支援コーディネーターの養成、市町村・NPO・ボー具体的には、市町村と連携し地域の日常生活支援体制の基盤整備

|_援すること。| | |接すること。| |トワーク化、好事例の発信等、広域的な視点から市町村の取組を支

四介護予防の推進

に従事する者の人材育成等の市町村への支援策を定めること。内市町村の取組に係る情報収集・提供、介護予防の取組や保健事業、リハビリテーション専門職等の広域調整、関係機関間の調整、管連携しながら、広域的な立場から、市町村の介護予防の取組の評価が、介護予防の推進に当たっては、都道府県の介護部門と衛生部門が

高齢者の居住安定に係る施策との連携

提供される前提となる。

提供される前提となる。

提供される前提となる。

提供される前提となる。

提供される前提となる。

はまいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地

こと。
こと。
こと。
こと。
こと。
こと。
このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相にのため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相にのため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相

について、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めること 活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、六十五歳以上 指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホーム 者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な 者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、養護するとともに、その で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、養護するとともに、その で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、養護するとともに、その で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、養護するとともに、その で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、養護するとともに、その で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の で、無料で、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めること

つ 「使みを回えて)」)、「なおけなける。 で、これで、これのの改善を図るための事業に関する事項 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の2 (

施設の整備に関する事項

介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための

今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にと

1 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境

施設の整備に関する事項()介護保険施設その他の介護給付等対象サー改善を図るための事業に関する事項

・ビスを提供するための

今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にと

となる。 ス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくことの均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施設のサービスの量

域的な施設等の整備を行うことが重要である。 び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等以外の広したがって、都道府県においては、その目標達成のための支援及

携を図ること。

携を図ること。

の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連可をしないことができるものとされていること等に鑑み、都道府県人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該老人和一ムの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員の総数が、当該老ームの設置の認可の申請があった場合、当該申請に係る特別養護老人ホーただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホー

ける整備目標とその需要を十分に踏まえたものとすること。事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村にお、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険び費用負担の増大にもつながり得ることに鑑み、法の規定に基づきものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資する

(ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

改修を含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めること。として、各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の老人福祉圏域ごとに、第三の一の2の三に掲げる参酌標準を参考

と。 護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めるこ 護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めるこ 老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介 (三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

推進についても考慮するものとする。 なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の

となる。 ス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくことの均衡を考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施設のサービスの量

域的な施設等の整備を行うことが重要である。 び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等以外の広したがって、都道府県においては、その目標達成のための支援及

携を図ること。 携を図ること。 一ムの設置の認可の申請があった場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域の入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認人福祉圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該老上ムの設置の認可の申請があった場合、当該申請に係る特別養護老人ホただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホ

町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとすることが護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村の使用の増大にもつながり得ることに鑑み、介護保険法の規定ものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及ものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及

ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

、。護保険施設のユニット型施設の整備の推進のための方策を定めるこ 護保険施設のユニット型施設の整備の地域密着型介護老人福祉施設及び介 二 ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

推進についても考慮するものとする。なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設への改修の

介護サービス情報の公表に関する事項

2

型は見たアンステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する

福祉人材確保指針による取組を参考としつつ、 のための方策を定めること。 療を担う医師や看護師等の医療職、 なする方策を定めること。特に介護人材の量的な確保については、 、の担い手又は生活支援コーディネーター等の多様な人材の確保を支 「潜在的人材の復職・再就職支援」 地域包括ケアシステムの構築の推進のためには の2の一において推計された介護人材の需給の状況を踏まえ、 介護支援専門員 「離職防 止 「新規参入の促進」 ・定着の促進」など 介護人材 生活支援サー 在宅

その際、以下の点に留意すること。

① 具体的な目標(可能な限り定量的な目標値、時期)を掲げるこ

応じ、重点的に取り組む事項を明確にすること。 携し、人材確保のための協議会を設置するなどし、地域の実情に② 都道府県が中心となって地域内の関係団体や関係機関などと連

を盛り込むこと。

一(ナースセンター)事業等も含め、介護給付等対象サービス及ー(ナースセンター)事業等も含め、介護給付等対象サービス及る。

都道府県福祉人材センター事業、都道府県看護職員確保センタ

能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図ること。

「「大護支援専門員が当該研修を円滑に受講することができるよう、職事門員に対する研修が適切に行われるような実施体制を組むとともにまた、介護支援専門員については、その資質向上に向け、介護支援また、介護支援専門員については、その資質向上に向け、介護支援することができるようなキャリアパスの支援や事業主によるキャンのに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働きには、

村で中心的役割を担うリーダーや医療と介護に精通した連携のコーデが必要である。医療と介護の連携体制の構築を進めるために、各市町提供体制等への関与が少なかったことから、市町村の人材育成の支援在宅医療・介護連携の推進において、これまで市町村は在宅医療の

する介護サービス情報の公表に関する事項を定めること。節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五章第十介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切か

資質の向上に資する事業に関する事項 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は

成業の促進等に関する事項を盛り込むことが望ましい。就業の促進等に関する事項を盛り込むことが望ましい。は、介護支援専門員養成事業のほか、都道府県福祉人材センターいては、介護支援専門員養成事業のほか、都道府県福祉人材センターいては、介護支援専門員養成事業のほか、都道府県福祉人材センターでは、介護支援専門員養成事業のほか、都道府県福祉人材センターを援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事で護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業の護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業

整備を図ること。
・
・
・
・
・
はいできるよう、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制の更新時の研修が義務化されたことを踏まえ、当該研修を円滑に受講の更新時の研修が義務化されたことを踏まえ、当該研修を円滑に受講るの際、介護支援専門員については、介護支援専門員証の有効期間

適切に実施されるよう、体制整備を図ること。る研修などを実施していく必要があることを踏まえ、これらの研修がアなどの専門性を高めるための研修やチームリーダーとなる者に対す実されていくこと、及び、認知症高齢者に対するケアやターミナルケー護職員については、介護職員基礎研修の創設など、養成研修が充一介護職員については、介護職員基礎研修の創設など、養成研修が充一

ものとすること。
さらに、これらの研修について、現任者が働きながら受講しやすい

町村と十分に連携しながら、サービス従事者の質の確保を図っていくは、個別性の高いケアが求められ、より専門性が必要となるため、市また、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについて

(18) 資質の向上のため、登録研修機関の確保等の必要な施策に取り組むこ 資料、都道府県は、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保又は こと

イネーターとなる人材育成等について記載すること。

が望ましい。

が望ましい。

が望ましい。

で策定し、その内容を都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むことを策定し、その内容を都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むこと主体的に地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策討問看護職員については訪問看護推進協議会を設置し、都道府県が

体制整備を図ること。

本制整備を図ることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、が必要であることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、、地域連携に関する知識といった専門性を高めるための研修等の実施でに関する知識や技術、在宅医療に求められるケアの視点や退院支援する、訪問看護事業所の看護師が最新又は高度な医療処置・看護ケ

の事業に関する事項
・
の事業に関する事項
・
の事業に関する事項
・
の事業に関する事項
・
の事業に関する事項

備に関する事項を盛り込むこと。、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整、おお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として

事項を盛り込むこと。又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関するに関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービスまた、市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の実施

の高齢者の増加等を踏まえ、そのような者が要介護状態等となっても、さらに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症

介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

業に関する事項を定めること。

常に関する事項を定めること。

か護保険施設に関する事項を定めることができるよう、利用者の希望を最大限に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設が、介護保険施設が、介護保険施設が、介護保険施設が、介護保険施設が、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求めら最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて

に関する事項を盛り込むこと。情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、

||事業に関する事項||一予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための||

提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関す一予防給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の事業に関する事項

る事項を盛り込むこと、

る事項を盛り込むこと。
ス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関す、以下は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関す施に関する効果の評価等を行うなど、市町村における予防給付対象サービス及び地域支援事業の実

る事項を盛り込むこと。

る事項を盛り込むこと。

る事項を盛り込むこと。

高事項を盛り込むこと。

高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟ができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟ができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟ができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟ができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟ができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟ができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟ができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟ができるようにするため、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟ができるようにするため、高齢者の日常生活を営むこと

介護サービス情報の公表に関する事項

する介護サービス情報の公表に関する事項を定めること。節の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、法第五章第十介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切か

う都道府県は積極的な取組が求められる。関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に情報発信できるよける雇用管理の取組を推進することが必要であり、現行の従業者等に第六期においては、介護人材の確保が重要となる中、各事業所にお

公表を推進すること。 スについて、サービスの質の担保の観点から、情報公表システムでのまた、通所介護の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービ

しい。
実情に応じて市町村と連携を図りながら必要な支援を行うことが望まターと配食や見守り等の生活支援の情報の公表に当たっては、地域のさらに、市町村が新たに公表することとなった、地域包括支援セン

介護給付の適正化に関する事項

会と連携し、市町村に対する支援を行うこと。

東に基づき対策を講じるとともに、都道府県が中心となって国保連合界に基づき対策を講じるとともに、都道府県が中心となって国保連合界に基づき対策を講画において介護給付適正化計画を定める旨を記り、選出目標等を参考に都道府県介護給付適正化計画を策定し、都道府本道府県は、「第三期介護給付適正化計画」に関する指針や市町村本道府県は、「第三期介護給付適正化計画」に関する指針や市町村本道府県は、「第三期介護給付適正化計画」に関する指針や市町村本

働きかけることを検討すること。図れることから、都道府県内の全市町村が国保連合会に委託するよういては、都道府県内の過誤調整の処理基準が統一され正確な効果額がなお、縦覧点検・医療情報との突合に係る国保連合会への委託につ

療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

6

えることが必要である。 都道府県において策定する介護給付適正化計画の内容も十分に踏ま

にあっては、その事業内容等について定めることが望ましい。また、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う都道府

療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

者、住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患 対応を行うことができる体制整備並びに都道府県として講ずる支援措 置に関する事項を盛り込むこと。

転換に関する相談窓口の設置など具体的な支援措置を講ずることが望 ましいとされていることに留意すること いるところであり への転換を推進しつつ、 指定介護療養型医療施設については、 医療費適正化基本方針において 平成二十九年度末まで転換期限を延長し 引き続き、老人保健施 都道府県は

> の対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに都道府県と 者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談へ して講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと。 療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患

交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業 活用方策を示すこと この場合においては 介護施設整備法第五条に規定する市町村への

財政安定化基金の取崩しに関する事項

8

安定化基金を取り崩したときは、 てるよう努めるとともに び国への納付分を除く できることとしたところである。具体的にどの程度の額を取り崩す 都道府県を中心に地域で判断することとなるが、 介護保険法附則第十条において 当該事業の内容等に関する事項を定めるこ を介護保険に関する事業に要する経費に充 取り崩した額 財政安定化基金を取り崩すことが (市町村への交付分及 都道府県は、

兀 その他

1 介護保険事業計画の作成の時期

における介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等に いて定めるものであることから、平成二十三年度中に作成すること 市町村介護保険事業計画については、 平成二十四年度からの第五期

が必要である。

介護保険事業計画の期間事業の量の見込みを中間的に取りまとめることが望ましい。 普及啓発に資するよう、 その際、 被保険者としての地域住民に対する介護保険事業の趣旨の まず、 介護給付等対象サービス及び地域支援

いものとされているため、その算定の基礎となる介護保険事業計画に保険料率が概ね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならな ついても、三年を一期として作成することとする。

成二十七年度から平成二十九年度までを期間として作成することとな 第六期介護保険事業計画については、平成二十六年度中に平

介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価

3

介護保険事業計画については、各年度において、 その達成状況を点

第四

資するよう定めたものである。 この指針は、平成二十七年度からの第六期介護保険事業計画の作成に四 指針の見直し

直しを行うものとする。 この指針については、介護保険法の施行状況等を勘案して、必要な見

常生活の継続の状況、療養病床再編成の進捗状況、在宅と施設のサーこの場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日検し、その結果に基づいて対策を実施すること。

介護保険事業計画の公表

価するための項目を設定する等の工夫を図ること。

ビスの量の均衡等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、

評

これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、

は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表するまた、都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときこれを者近所県矢事に批とするにだっておきなります。

要な事項 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必

介護保険事業の趣旨の普及啓発

度の理念等を含む。)の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発を図る険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報(介護保険制協力を得ることが求められる。このため、市町村及び都道府県は、被保介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るためには、国民の理解及び

二 この指針の見直し

こと。

資するよう定めたものである。
この指針は、平成二十四年度からの第五期介護保険事業計画の作成に

必要な見直しを行うものとする。このため、この指針については、介護保険法の施行状況等を勘案して

第四 東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定については、この指針にかかわるため、第五期介護保険事業計画の策定に向けた準備作業が困難な場合があるため、第五期介護保険事業計画の策定に向けた準備作業が困難な場合があるため、分していては、高齢者等の実態把握のための十分な体制を整いず、被災自治体の介護保険事業計画の策定について第四 東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定について

	種類ごとの量の見込み給付等対象サービスの二 各年度における介護	一日常生活圏域の設定	事項	別表第一
本の算定に当たっての考 その算定に当たっての考 その算定に当たっての考 その算定に当たっての考 をあまりの は、指定介護名はでは、 が護名がでするとの には、指定介護者型サービス及び地域密着型サービス及び地域密着型サービス及び地域密着型特定的 では、指定介護発性の必要利用定員の増加分を定め、その では、指定介護経行対象が には、指定介護経行対象が における市町村ごとの における市町村ごとの における市町村ごとの をの算定に当たっての考	分以外の介護給付対象サービスの種類ごとのイー医療療養病床から介護保険施設等への転換ごとの量の見込みというであります。	活圏域の状況等を定めること。日常生活圏域の設定の趣旨及び内容、各日常生	内容	

事項	別表第一の二	支援事業の量の見込みの見込み		
内容		① 地域支援事業の量の見込み 各年度における事業の種類ごとの量の見込み を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。	② 各年度における予防給付対象サービスの種類 できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観別介護予防サービスが利用されるようにする観別介護予防サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型介護予防サービスの種類でとの量の見込みを定め、一次のできる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスの種類型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型介護予防サービスの種類型介護予防サービスが利用されるようにする場所を表する必要があること。	田定員総数には含めないものとする。 「用定員総数には含めないものとする。」 用定員総数には含めないものとする。 用定員総数には含めないものとする。 「おお、医療療養病床が認知症対応型共同生 の増加分については、これらの事業の必要利 の増加分については、これらの事業の必要利 の増加分については、これらの事業の必要利 の増加分については、これらの事業の必要利

四四要介護者等の実態の	制画の作成のための体別のための体	一 平成二十六年度目標	計画の基本理念等
等を盛り込むこと。 当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者等を盛り込むこと。また、要介護者等の実態等に関する調査の共関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方間実施に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨を盛り込むこと。	盛り込むこと。 市町村介護保険事業計画の作成に係る市町村の で、 で、 で、 の、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、 市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、	旨、基本理念、目的等を定めること。市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣

八 各年度における介護 種類ごとの見込量の確 を のための方策	七 各年度における被保	だ 介護給付等対象サー	五 被保険者の現状	
① 介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 で関することなど、介護給付対象サービスの種に関することなど、介護給付対象サービスの種保のための方策 確保のための方策 確保のための方策 では、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 では、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 では、予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の	案すること。 各年度における人口の構造、被保険者の数、介 各年度における人口の構造、被保険者の数、介 を すること。 を もに、医療療養病床からの転換による影響を勘 を もに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘 ともに、医療療養病床からの転換による影響を勘	及び評価の結果を示すこと。 おける介護給付等対象サービスに係る課題の分析会においては、市町村介護保険事業計画作成時に象サービスの利用の状況等を定めること。この場象が一ビスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対のが、一下町村介護保険事業計画作成時における介護給	構造、被保険者の数、要介護者等の数等を定める市町村介護保険事業計画作成時における人口の	ついても、同様とすること。なお、介護給付等対象サービスの供給の把握に

ための事業に関する事 への円滑な提供を図る	九 各年度 の見込量の配子でに地域支援事業にといる。 の見込量の配子では地域支援事業に関する費用のため。 の方では、地域支援事用のため。 のため、 のは、 の	
に関する情報の提供のための体制の整備、指定居ビスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サー	① 地域支援事業に要する費用の額	₽° .

関する事項 おおおおおおおお	十一・予防給付対象サービス及び地域支援事業に関する事項	項
類ごとの見込量の確保のための方策等を定めるこ ビスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種 度における当該市町村特別給付の対象となるサー 市町村特別給付を行う市町村にあっては、各年	指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型 ・ 大護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備等の指定介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業をの他の予防給付対象サービスの事業、指定地域密する事業をの他の予防給付対象サービスの事業に関する事項を定めること。 事項を定めること。 ・ おお、介護予防サービスの事業と関する市町村においては、地域の実情に応じて、多体な人材や社会資源を有効に活用した介護予防・目常生活支援総合事業を実施な人材や社会資源を有効に活用した介護予防・目常生活支援総合事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。	案又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の 業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の 指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定 の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定 めること。 あこと。 かると。 かると。 のると。 かると。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる

十八 その他介護保険事がる事項	横及び評価 業計画の達成状況の点 下町村介護保険事	業計画の期間 一	業計画の作成の時期十五 市町村介護保険事	十三介護給付等に関する事項の適正化に関する事項を図るための円滑なのの再業な	
事業に係る費用の見込みを盛り込むこと。 なお、保険料率を算定する基礎となる介護保険 事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係 事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係	状況を点検及び評価する方法等を定めること。各年度における市町村介護保険事業計画の達成	市町村介護保険事業計画の期間を定めること。	こと。 市町村介護保険事業計画の作成の時期を定める	(大) できる体制の整備に関する事項並びに 市町村として講ずる支援措置に関する事項並びに 市町村として講ずる支援措置に関する事項並びに 市町村として講ずる支援措置に関する事項並びに 大できる体制の整備に関する事項並びに がむことが必要である。 この場合においては、介護施設整備法第五条に 規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法 規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法 競を示すことが必要である。	ک

居宅療養管理指導	支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問月渡 動所介護 運所リハビリテーション 通所介護 運期入所生活介護 短期入所療養介護	護又は通所リハビリテーショで、訪問介護、訪問入浴介護、別表	
向を勘案して、量の見込みを定めること。ている者の数及び居宅要介護者の利用に関する意的管理を利用することを前提として、現に利用しめで理を利用することを前提として主治医による医学居宅要介護者(通院が困難である等の状態にあ	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに居宅介護	、量の見込みを定めること。 現に利用している者の数、居宅要介護者の利用 現に利用している者の数、居宅要介護者の利用 現に利用している者の数、居宅要介護者の利用 現に利用している者の数、居宅要介護者の利用	アーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介	
居宅療養管理指導	支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問入浴介護 通所リハビリテーション 通所リハビリテーション	護では通所リハビリテーショーが問介護、訪問入浴介護、別表第二	十九 介護保険事業計画 い事項 い事項
向を勘案して、量の見込みを定めること。ている者の数及び居宅要介護者の利用に関する意的管理を利用することを前提として、現に利用し的管理を利用することを前提として主治医による医学居宅要介護者(通院が困難である等の状態にあ	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに居宅介護	見込みを勘案して、量の見込みを定めること。に関する意向及び指定地域密着型サービスの量のに関する形形している者の数、居宅要介護者の利用	ハビリテーション及び短期入所生活介護又は短期入所療養介訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介	世域包括ケアシステムの実現のため、今後重点的に取り組むことが必要な、①認知症である被保めに取り組むことが必要な、①認知症である被保めに取り組むことが必要な事項を、地域の実情に応じて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取りて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取りて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取りて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取りて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取りて各市町村が判断のうえを市町村が重点的に取りてをある。

		1			
地域密着型通所介護	複合型サービス 複合型サービス で間対応型訪問介護 間介護看護 で間対応型訪問介護 で割巡回・随時対応型訪問の さい で 対 で 対 で 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対	ービス 通所介護、認知症対応! 三 定期巡回・随時対応!	居宅介護支援	特定福祉用具販売	福祉用具貸与
定める日から施行する地域密着型通所介護は、利平成二十八年四月一日までの間において政令で	現に利用している者の数に加え、訪問介護等の地のサービスを利用している者等であって、今後において毎日複数回のサービス提供による日常生活全般の支援が必要になると見込まれる者の増加等を踏まえ、そのような者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域の実情を勘案した上で、量の見込みを定めること。	知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サ随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型	みを定めること。として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見込として、居宅要介護者が原則として利用することを前提	めること。 めること。 の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応	めること。の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応
(新設)	小規模多機能型居宅介護	型通所介護及び小規模三 定期巡回・随時対応	居宅介護支援	特定福祉用具販売	福祉用具貸与
	変に 現に利用している者の数、居宅要介護者の要情を勘案して、量の見込みを定めること。 では、現に利用している者の数、居宅要介護者の で間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介	型通所介護及び小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応	みを定めること。として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見込として、居宅要介護者の数を勘案して、量の見込居宅要介護者が原則として利用することを前提	めること。 の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応	めること。 めること。 の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定じて、現に利用している者の数及び居宅要介護者にて、現に利用している者の数及び居宅要介護者の要介護状態区分及び状態像に応

特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介 地域密着型特定施設入所 者生活介護 地域密着型介護老人福祉 地域密着型介護老人福祉 が護福祉施設サービス 介護療養施設サービス	福祉施設サービス、介護保健施設入居者生活介護、地域窓四、特定施設入居者生活介護、地域窓四、特定施設入居者生活介護、	認知症対応型通所介護	
現に利用している者の数及び利用に関する意向並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設への入所を必要とする高護及び介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、介護療養型医療施設については、現に利用している者の数及びそれらの者の介護保険施設等(指定介護療養型医療施設を除サービスの事業を行う者の数及びそれらの者の介護給付対象サービスの事業を行う者のが、の本換予定などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。	介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定	と。 の地域の実情を勘案して、量の見込みを定めるこの地域の実情を勘案して、量の見込みを定めるこの数、居宅要介護者であって認知症の状態にあるの数、居宅要介護者であって認知症の状態にある認知症対応型通所介護は、現に利用している者	域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。の数及びその地域の利用に関する意向などその地事業所を現に利用している者の数、居宅要介護者用定員が厚生労働省令で定める数未満の通所介護
特定施設入居者生活介護とは、一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	定期巡回・随時対応型訪 定期巡回・随時対応型訪 関介護看護 用に関係を担サービス 用に関係を対して は、	認知症対応型通所介護	
現に利用している者の数及び利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。 一大だし、介護療養施設サービスについては、平成二十三年に制度見直しが行われ、平成二十三年度末までの廃止期限が平成二十九年度末まで延長された。 「おお、廃止方針を維持し、新たな指定は行わななお、廃止方針を維持し、新たな指定は行わないこととされたことから、現に利用している者のなお、廃止方針を維持し、新たな指定は行わななお、廃止方針を維持し、新たな指定は行わななお、廃止方針を維持し、新たな指定は行わないこととされたことから、現に利用している者の類及びそれらの者の介護給付対象サービスの利用を設定を行う者の介護保険施設等(指定介護療養型医療を行う者の介護保険事業計画期間において、その利用を設定を行う者の介護保険を過失して、場に利用している者の数及び利用に関する意向などその地域の実施設を定めること。	介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、 量の見込みを定めること。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利力を表現して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利力を表現して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利力を表現して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利力を表現して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数及びその地域の利力を表現して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数とびその地域の利力を表現して、 」。 「一世スは、居宅要介護者の数とびその地域の利力を表現して、 「一世スは、居宅要介護者の数となる。」 「一世スは、居宅要介護者の数となる。」 「一世スは、居宅要介護者の数となる。」 「一世スは、居宅要介護者の数となる。」 「一世スは、居宅要介護者の数となる。」 「一世スは、居宅要介護者の数となる。」 「一世スは、居宅要介護者の数となる。」 「一世スは、居宅要介護者の数となる。」 「一世スは、居宅要介護者のなる。」 「一世スは、居宅要介護者のなる。」 「一世スは、日本のものでは、日本	と。 の地域の実情を勘案して、量の見込みを定めるこの地域の実情を勘案して、量の見込みを定めるこものの数及びその地域の利用に関する意向などその数、居宅要介護者であって認知症の状態にあるの数、居宅要介護者であって認知症の状態にある。	

			•	
売	介護予防福祉用具貸与	導 介護予防居宅療養管理指	祉用具販売並びに介護予防六 介護予防居宅療養管理指	五 介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防訪問入浴介護介護予防訪問所介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防・訪問の所生活介 一ション 介護予防・動所のでリテーション が護予防・動所のでリテーション のでである。 一ション が護予防・カーション のでである。 「大きでは、人工でリテーション のででである。 「大きでは、人工でリテーション のででしている。 「大きでは、人工では、人工では、人工では、人工では、人工では、人工では、人工では、人工
じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者 居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に応	めること。の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者に、居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に応	向を勘案して、量の見込みを定めること。ている者の数及び居宅要支援者の利用に関する意的管理を利用することを前提として、現に利用し的管理を利用することを前提として主治医による医学るものに限る。)が原則として主治医による医学居宅要支援者(通院が困難である等の状態にあ	ア防支援 理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福	養介 養介 養介 養介
売りでである。	介護予防福祉用具貸与	導 介護予防居宅療養管理指	社用具販売並びに介護予防支短穴 介護予防居宅療養管理指導、	五 介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防訪問入浴介護介護予防訪問所リハビリテーション 介護予防・間別へビリテーション 介護予防・間別へビリテーション が護予防・週所リハビリテーション が護予防・週所リハビリテーション が護予防・週所リハビリテーション が護予防・週所リハビリテーション が護予防・週期入所療養介 護
じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に応	めること。 めること。 の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に応	向を勘案して、量の見込みを定めること。ている者の数及び居宅要支援者の利用に関する意的管理を利用することを前提として、現に利用し的管理を利用することを前提として主治医による医学るものに限る。)が原則として主治医による医学居宅要支援者(通院が困難である等の状態にあ	に介護予防支援 原養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福	あること。

<u>+ ^ </u>			□	== ^	l 1.	^	
生活介護	同生活介護 同生活介護	護 護予防認知症対応認	居宅介護	所介護	七 介護予防認知症対応型	介護予防支援	
している者の数、要支援者の数及びその地域の利介護予防特定施設入居者生活介護は、現に利用	見込みを定めること。 見込みを定めること。 見込みを定めること。 見込みを定めること。 の数及びその地域の利用に関する意態にあるものの数及びその地域の利用に関する意態にあるであって認知症の状用している者の数、要支援者であって認知症の状態である。	型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介	量の見込みを定めること。用に関する意向などその地域の実情を勘案して、している者の数、居宅要支援者の数及び地域の利している者の数、居宅要支援者の数及び地域の利の護予防小規模多機能型居宅介護は、現に利用	定めること。 向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを態にあるものの数及びその地域の利用に関する意態にあるものの数及びその地域の利用に関する意のが、居宅要支援者であって認知症の状で消費予防認知症対応型通所介護は、現に利用し	対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護	し、量の見込みを定めること。 護予防通所介護が総合事業に移行することを留意 なお、第六期期間中に介護予防訪問介護及び介 なお、第六期期間中に介護予防訪問介護及び介 なお、第六期期間中に介護予防訪問介護及び介 なお、第六期期間中に介護予防助門介護及び介 をして、量の見込みを定めること。	めること。 の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定
生活介護	介護予防認知症対応型共	茂 介護予防認知症対応	居宅介護 居宅介護 水規模多機能型	介護予防認知症対応型通	七 介護予防認知症対応	介護予防支援	
している者の数、要支援者の数及びその地域の利介護予防特定施設入居者生活介護は、現に利用	見込みを定めること。 見込みを定めること。 見込みを定めること。 見込みを定めること。 見込みを定めること。 見込みを定めること。 のなどその地域の利用に関する意態にあるものの数及びその地域の利用に関する意態にあるものの数及びその地域の利用に関する意態にあるものの数及びその地域の利用に関する意	対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介	量の見込みを定めること。用に関する意向などその地域の実情を勘案して、している者の数、居宅要支援者の数及び地域の利しでいる者の数、居宅要支援者の数及び地域の利の護予防小規模多機能型居宅介護は、現に利用	定めること。 定めること。 定めること。 定めること。 定めること。 定めること。	認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護	者の数を勘案して、量の見込みを定めること。として、現に利用している者の数及び居宅要支援として利用することを前提	めること。

利用者の数の見込みを定めること。 用に関する意向などその地域の実情を勘案して、

利用者の数の見込みを定めること。 用に関する意向などその地域の実情を勘案して、

化

「一般保健施設サービス及び介護療養施設サービス利用者の重度者への重点分護保健施設サービス及び介護療養施設サービス利用者の重度者への重点が一般保健施設サービス、

施設入所者生活介護 地域密着型介護老人福祉 、護保健施設サービス 護福祉施設サービス

平成二十六年度において地域密着型介護老人福

介護療養施設サービス

うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く 村におけるそれらのサービスの利用者数の合計数 要介護二以上の者が利用すると見込み、 祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を たうえで、 占める割合を、 -四年度~二十六年度)においては (医療療養病床から介護保険施設等への転換に のうちの要介護四及び五の認定者数の合計数が 第五期介護保険事業計画期間(平成 七十%以上とすることを目標とし 当該市町

ス 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サー

て定めること

設定された数値を標準として

から平成

十六年度の目標値となるよう計画的

地域の実情に応じ

保険施設等への転換分に

医療療養病床から介護 護保険事業計画期間 係る介護給付対象サービスについては、 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に (平成二十四年度~二十六 第5期介 年

る高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の る数値を標準とした上で 介護保険施設等への転換の予定等を勘案して において介護保険施設等への転換が必要とな 療養病床に入院してい

の見込みを定めること

直近の現状

二介護給付等対象サービスの量の見込み	一老人福祉圏域の設定	事項	別表第四	介護治付等対象サービ の見込みを定めるに当た り、要介護者等の数及び り、要介護者等の数及び 数の見込みを定める際に がある際に がある際に	別表第三
市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等に出たっての考え方を示すこと。この場合においてはその算定を対で定めること。この場合においてはその算定に当たっての考え方を示すこと。に当たっての考え方を示すこと。に当たっての考え方を示すこと。に当たっての考え方を示すこと。に当たっての考え方を示すこと。に当たっての考え方を示すこと。に当たっての考え方を示すこと。に当たっての考え方を示すこと。に当たっての考え方を示すこと。に当たっての考え方を示すこと。	老人福祉圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を盛り込むこと。この場合において、隣接の状況等を盛り込むこと。この場合において、隣接の状況等を盛り込むこと。この場合において、隣接の	内容		を年度において、介護予防等事業の対象者数の 一条年度において、介護予防等事業の対象者数の 一条年度において、介護予防等事業」という。)及び予防 大防・日常生活支援総合事業とする。以下この別 表第三で「介護予防等事業」という。)及び予防 で、一次では、介護 で、一次での別 で、一次でのの の、一次でのの の、一次でのの の、一次でのの の、一次でのの の、一次でのの の、一次でのの の、一次で、一次でのの の、一次での の、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	

七 介護給付等対象サー 施設における生活環境 の改善を図るための事	だスの現状が多サー	五 各年度における被保	四一被保険者の現状	めの体制 業支援計画の作成のた に がの体制
介護保険施設その他の介護給付等対象サービスの護保険施設その他の介護給付等対象サービスの連のための方策に関する事項を定めること。この場合においては、ユニット型施設への改修を含め場合においては、ユニット型施設への改修を含め場合においては、ユニット型施設の整備に関する事項、ユニーを提供するための施設の整備に関する事項、ユニーク護保険施設その他の介護給付等対象サービス	課題の分析及び評価の結果を示すこと。	の算定に当たっての考え方を示すこと。 の類等の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道の数等の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道における人口の構造、被保険者の数、要介護者等における人質に対して、各年度	圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。造、被保険者の数、要介護者等の数等を老人福祉県介護保険事業支援計画作成時における人口の構用の護保険事業計画を基礎として、都道府	町村との連携の状況等を定めること。 「一大の連携の状況等を定めること。」 「一大の連携の状況等を定めること。」 「一大の連携の状況、都道府県が護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯が関係部局相互間の連携の状況、都道府県が護保険事業支援計画の作成に係る都が出いる。

る事項 る事項 おり おり おり おり おり おり おり おり から おり から おり から	めの事業に関する事項 の円滑な提供を図るた ビス及び地域支援事業	中 介護給付対象サービ の 事業に関する事	九 介護給付等対象サーゼス、及び地域支援事での向上に資する者の確保	八の一角である事項というのである。人の一般では、一般では、一世の情報の
いて定めること。 いて定めること。 か護給付等に要する費用の適正化のための事業	る事項を盛り込むこと。接助を適切に行うことができる体制の整備に関すな利用の促進のための情報の提供並びに相談及びな利用の促進のための情報の提供並びに相談及び予防給付対象サービス及び地域支援事業の適切	事項を盛り込むこと。 事項を盛り込むこと。 事項を盛り込むこと。 事項を盛り込むこと。 事項を盛り込むこと。 事項を盛り込むこと。 事項を盛り込むこと。 事項を盛り込むこと。 事項を盛り込むこと。 事項を盛り込むこと。	大護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の現立を含む。) を定めること。 「大きなお、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保 では、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保 では、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保 では、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保 では、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保 では、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保 では、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保 では、たんの吸引等を実施する介護職員等の確保 では、大人の吸引等を実施する介護職員等の確保 では、大人の吸引等を実施する介護職員等の確保 では、大人ので、地域の では、大人ので、地域の では、大人ので、地域の では、大人ので、地域の では、大人ので、地域の では、大人ので、地域の では、大人ので、地域を では、大人ので、地域の では、大人ので、地域を では、大人ので、地域の では、大人ので、大人ので、大人ので、大人ので、大人ので、大人ので、大人ので、大人ので	あること。 とする介護サービス情報の公表に関する事項を定とする介護サービス情報の公表に関する実施体制の整備をはじめ ビス情報の公表に関する実施体制の整備をはじめ

med	
別	
表	
第	
五.	

おいる事項 一十八 その他介護保険事 では都道府県が必要と では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	十七 都道府県介護保険 事業支援計画の達成状 別の点検及び評価	事業支援計画の期間十六 都道府県介護保険	時期 事業支援計画の作成の 十五 都道府県介護保険	取崩しに関する事項十四 財政安定化基金の	十三 療養病床の円滑な 転換を図るための事業
県が必要と認める事項を定めること。 事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係 事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係	童成状況を点検及び評価する方法等を定めること各年度における都道府県介護保険事業支援計画の状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、	こと。 都道府県介護保険事業支援計画の期間を定める	定めること。 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を	に関する事業について定めること。基金の取り崩した額を充てて実施する介護保険	策を示すこと。 療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病 療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病 療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病 策を示すこと。

一
意及び介護保険施設の入所定員の合計数が占める割合を ニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占 める割合については、七十%以上)とすることを 目標としたうえで、第四期介護保険事業計画期間 (平成二十一年度~二十三年度)においては、直 近の現状から平成二十六年度の目標値となるよう 計画的に設定された数値を標準として、地域の実 情に応じて定めること。